

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成21年5月12日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 15:38

副委員長

公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

この際、委員の皆様にお知らせいたします。田中廣文委員が本特別委員会の委員を辞任され、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長において道祖委員を新たに委員として指名されておりますので、御報告いたします。

また、田中廣文委員の辞任により、委員長が不在となりましたので、これにより委員長互選を行います。

お諮りいたします。委員長互選の方法はいかがいたしましょうか。

原田委員

指名推薦をお願いします。

副委員長

指名推薦という発言がっております。指名推薦とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、指名推薦の方法により委員長の互選を行います。

どなたか御推薦をお願いいたします。

原田委員

道祖 満委員を推薦いたします。

副委員長

道祖委員を委員長に推薦するとの発言がっております。

お諮りいたします。道祖委員を委員長に推薦することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、道祖委員が委員長に当選されました。

委員長に当選されました道祖委員の就任のあいさつをお願いいたします。

道祖委員

昨年の7月から委員会がございまして、私は、委員会に参加していませんでしたが、今回この委員会に参加させていただくようになり、また、きょうのこの委員会で早速委員長に御推薦いただきましてありがとうございます。委員長になりましたので、皆様には大変、委員会審議には御協力いただき円滑な委員会運営を図っていきたく思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくをお願いいたします。御推薦ありがとうございました。(拍手)

副委員長

委員長が選出されましたので、委員長席をおかわりいたします。

委員長

暫時休憩をいたします。

休憩 10:04

再開 10:13

委員会を再開いたします。

「議案第52号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

建築住宅課長

3月23日の公共施設等のあり方に関する調査特別委員会におきまして継続審査になってお

ります議案第52号について、その後の経過について報告をいたします。

前回の委員会では、71団地、4,439戸の団地を指定管理制度導入に係る指針に基づきまして、市営住宅に指定管理制度を導入すべく、民間活力の導入、サービスの向上などについて、一括発注または分割発注を含めて検討している状況でございましたが、各委員の方から幾つかの項目について御指摘を受けております。

御指摘のあった主なものといたしましては、1つ目に、入居者の個人情報の取り扱いの問題、また、プライバシー保護や情報漏えいの問題というのがありました。それから、2つ目に、一括発注の場合、受けられる民間業者がないのではないかとということや、また、地元業者育成の面からの問題ということが2つ目に上がっております。それから、3つ目といたしまして、入居者の方が民間では安心して修繕や近隣のトラブルなど相談ができないのではないかと、市で対応するからこそ安心感や信頼感があるのではないかとというような指摘を委員の皆様よりいただき、内容をまだ関係各課、導入推進委員会の委員と協議を行ってきております。また、県内の指定管理状況の再調査や地元の市内不動産管理関係の業者についても再調査をいたしましたところ、地元では管理戸数が大体200から700戸程度であります。4,439戸の管理を公募した場合に地元では対応できないということが思われます。また、個人情報やプライバシーの問題にいたしましても、必要最小限の情報しか提供はいたしません、それでも民間に対する安心感や信頼感というものが直営に比べると不安が残るということでございます。そのようなことから民間に発注することは、一括であれ、分割であれ、もう少し精査すべき点や調整が必要な点が多く、最初から民間に発注することを見直す必要があるということと判断をいたしております。

さきの委員会でも答弁をいたしましたように、県内の4自治体を見ましても民間に発注しているところがなく、住宅管理公社や住宅供給公社で指定管理を行っているというのが現状でございます。入居者の方にとって直営で行う状況に近い公社が指定管理を行うほうが民間に比べると安心感や信頼感があります。また、入居者の方に指定管理制度を理解してもらう期間といたしましても公社活用をすることが望ましいのではないかと考えております。現在、当市にあります都市施設管理公社を活用することも視野に入れて今後は進めていきたいと考えております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。共産党の川上直喜です。

今の補足説明を聞きますと、前回3月23日に当委員会でいろいろ指摘も受けたと、3点ほど挙げておられました。それを踏まえて導入推進委員会とも協議したということでしょうか。その上で、指定管理者としては、民間業者は地元ではできないと、地元ではできないということで公社を検討してはどうかと、考えておるとのことだったと思うんです。それで、あくまでも指定管理者制度導入ということにしがみついておられるわけです。で、民間がダメなら今度は公社だということを考えておられる。一貫しているのは非常に考えが安易だということだと思うんです。公営住宅法が求める住宅のあり方、その管理、どう市が責任を負っていくのかという観点が欠落しておるのではないかとこのように思うわけです。それで、少し順序が変わるかもしれませんが、聞いていきたいと思っております。

公社ではどうかというように言われたんです。地元の民間業者ができないんだから、地元ということに当然ながらこだわってあるんでしょうけど、地元の民間業者ができないんだから都市施設管理公社でどうかと考えてるということですね。じゃあ、都市施設管理公社というのは、今どういう目的で設立されて、どういうスタッフでどういう業務をしておるのか説明をしてください。

管財課長

現在、財団法人飯塚市都市施設管理公社でございますが、現在管財課のほうで事務をいたしております。職員は、事務職は1名囑託がおります。あと、課長と係長で兼務いたしております。目的といたしましては、飯塚市における駐車場、公園等、都市施設の管理の受託を行うことにより、都市機能の増進と市民福祉の向上に寄与することを目的で、現在受託事業を行っているところでございます。

川上委員

出資は怎么样了か。

管財課長

飯塚市から出資を受けております。寄附行為でございます。

川上委員

規模は。

管財課長

基本財産として1千万円をいただいております。

川上委員

それでは、この公社が71団地の4,400ですか　　の管理戸数を一括で管理するという考えですか。

建築住宅課長

はい。一応71団地を全部管理するような形で計画をしたいと考えております。

川上委員

少しおかしいと思いませんか。市内の不動産業者などにお尋ねして、大体管理戸数が200から700、まあ700が最大だと。それで、地元対応は不能だと判断したということでしょう。で、この今問題にしている都市施設管理公社は、事実上、囑託職員1名で回してるわけでしょう。で、実績もないと。ここに71団地の4,439、一括で任せるのかと疑問が出てこないですか、考えたでしょ。どうですか。

建築住宅課長

今の組織、また、寄附行為の内容では実質範囲が決まっておりますのでできませんが、寄附行為の内容の変更とか、また、人員配置の問題というのは今から考えて、十分な、できるような配置をしていきたいと考えております。

川上委員

そのところを少し、もう少し展開してください。

建築住宅課長

寄附行為の内容につきましては、今の内容では指定管理、住宅のことができるような内容でございませので、寄附行為の内容が都市計画法あたりに基づいてできている内容でございますので、その内容の変更を　住宅の管理ができるような内容に変更するというのが一つ、それから人員の配置につきましても今管財課長のほうが説明しましたように、委員が言われますように4,400からの指定管理ができるような人員ではございませんので、人員の構成の変更といえますか人員の配置、そういうものを精査いたしまして調整をしていきたいと考えております。

川上委員

そうすると現在の都市施設管理公社は、もう抜本的に衣がえをする、解体的出直しということになるんですね。総務部長、この公社、設立目的を変えれば市営住宅の修繕維持に関する業務、指定管理を受けられるという判断を今されますか。

総務部長

今受け入れるかということにつきましては、先ほども御説明いたしました今体制、寄附行為

では困難な部分があると。

川上委員

その辺を変えれば受けられると今考えておるか。

総務部長

今、施設管理公社という形での一つの視野として話がございました。ですから私どもはそれを受けて具体的に動けば検討していくという形になります。

川上委員

市長、これは、もう市議会に上程されておる議案なんです。で、継続審査しておる。その課程で、その前提を 議案提出の前提を変えているわけです。わかるでしょ。こういう議案の上程の仕方というのはないんじゃないですか。それを指摘した上で、それで現状では受けられないということはもう、もう目的からも、それからスタッフ体制上からも無理だろうというのは明らかなんだけど、じゃあ、どういうくらいの、寄附行為の中身を変えれば、目的変えればいいというそういう安易なことでもいいのかというのがあるんだけど、どのくらいのスタッフ体制を考えるのかと、検討したでしょ、聞かせてください。

建築住宅課長

スタッフにつきましては、まあ、理事長1名、係長が1名、それから大体、職員が6名程度でできるのではないかと考えております。

川上委員

財団法人田川市住宅管理公社のことについては調べたでしょ。どういう状況ですか。

建築住宅課長

田川のスタッフ、田川のほうの管理公社のほうのお話もちよっとお伺いに行きました。田川の場合が5千戸程度、うちよりも五、六百多いわけなんです。それで係長を含めまして11名のスタッフでやっております。

川上委員

田川の場合は、設立が1992年の3月ということになってます。で、もともと市営住宅を管理するためにつくっておった公社なんですか。

建築住宅課長

平成14年ですか、最初に設立されたのが。そのときは委託を受けて管理をしていたということです。

川上委員

指定管理受けたのはいつですか。

建築住宅課長

18年度から指定管理を受けて事業を実施しております。

川上委員

この田川の公社のことを研究して、それで飯塚もその教訓を踏まえてやってみようかというふうに思われたんですか。

建築住宅課長

先ほども申しましたように先日の委員会の中でもいろいろな指摘をされました。それで、その中でやはり近県が一番近い田川市あたりが一番参考になるのではないかとということで、調査をさせていただきまして、そういう体制であればうちのほうもそれに合うような形でできるのではないかと。あとはスタッフとかの問題も今後検討していくべきことは多いと思いますが、そういう形でできるのではないかとというふうに考えております。

川上委員

詳細に調べられてるんだけど、今の程度しかしゃべっていないと、答弁してないということじゃないかと思うんだけど。基本財産1億円です。それから従業員数は11名。それから業務

内容は 事業内容は、住環境の調査研究というのがあるんです。それから市営住宅の管理業務等ですよ。で、昨年6月1日現在で理事長は西原博明さんという方です。で、事務局長がいないんですよ、ここは。その段階では。事務局次長が1名と庶務係5名、業務係5名の11名体制です。それで、これ以外には事業としては広域事業をやっています。宅地建物についての売買、相続、譲与等の税金・登記についての御相談、これは司法書士や税理士が受けるというんです。それから建物増改築だとか新築設計施工、こういう相談は建築士が受けると。そういうことになってるんですが、市営住宅の管理事業としてはどういふのがありますか。

建築住宅課長

市営住宅の管理事業といたしましては、家賃の収納業務、それから各種申請手続関係、それから入居募集時の受付とか補修業務、退去あたりのときの団地の調査とか、そのほか苦情処理等も含むものと思っております。

川上委員

そうなんです。この公社は、住宅管理事業の第1に市営住宅家賃の収納業務を入れてるんです。で、家賃納付書の発送、収納、口座振替、滞納金の督促、催告も入れてるんです。で、そのほかには各種申請手続、収入申告書の発送受付、それから同居申請、世帯員移動届、退去届、その他申請書の受付、全般です。それから入居者の募集業務、募集受付、抽選会の開催、入居契約。補修業務、退去時の検査、退去住宅の補修、緊急修繕、団地内環境整備、給排水設備等の補修、まあいろいろですよ。これは住宅課の仕事なんです。

で、それで最初に戻りますけど、この市営住宅家賃の収納業務は、国土交通省の通知との関係では、指定管理者制度で導入に当たって指摘があったでしょ。前回答弁で説明されましたね。どういふふうになってましたか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:33

再開 10:38

委員会を再開いたします。

答弁の前に、きょうは暑いから上着を取っていただいて結構です。行政側も。

では、答弁をお願いします。

建築住宅課長

失礼をいたしました。23日の答弁の中で、これは国土交通省住宅局の通知が平成16年3月31日付で来ておりますが、公営住宅は公の施設に該当し、管理の委任についても入居者のプライバシー保護に十分配慮した上、指定管理制度に基づき行うことができるということになっております。

川上委員

2004年の段階でプライバシー保護に十分配慮した上でと書いてるわけですよ。そういう点で言うと、この田川の例はプライバシーを配慮したことになると思われますか。

建築住宅課長

よその市のことをどうのこうの言うことはちょっとできないと思いますけども、それなりの規制といいますか、そういう個人の情報を扱う上では、市と受ける業者とが協定等を結びましてそういう保護、個人情報の保護については十分な打ち合わせ、それからまたそういう制限というのをかなりかけていると思っております。

川上委員

契約書を読まれましたか。

建築住宅課長

ちょっと、田川市の契約書はちょっと読んでおりません。

川上委員

契約書も読んでなくて、よその市のことはいろいろ言えないけれどもと言ってるじゃないですか、言っていないですよ。だってあなた方は、ここの公社の実績を参考にしようとしているわけですから。だからもう一度言いますよ。家賃納付書の発送、収納、口座振替、滞納金の催促 督促、催告等ですよ。この「等」がもっと深刻なんですよ。だから、きちんと田川の公社のことは調べられてないんじゃないですか。契約書も見てなければ。契約書見れないですか、見れるでしょ。だから、このほかに言うと汚水処理施設管理事業とかもやってるんですよ。この中に同じことがあるんですよ、使用料の請求だとか収納、口座振替、滞納金の催促・催告等、そういうことをやってるんですよ。全面的に個人情報が入社の中に入って行くわけですよ。それを承知の上で先ほどのような施設管理公社を衣がえして体制もふやしてやることを前提にしようという補足説明なんです。どうですか。

建築住宅課長

秘密の保守義務といいますが、個人情報の問題については前回のときにも申しましたように大変厳しくやらないといけないことになると思いますし、最低限のうちも情報しか、もしそういうシステムを流すとしても最低限の情報以外は流さないような方法とか、また、田川のいろいろ管理の内容がございまして、本市といたしましてはまだ人間的に経験もないというようなことも考えましたら、田川の内容ほどの事務量といいますが業務量といいますが、そういうものははっきりいって最初からできないんじゃないかなというふうに、その件につきまして、ちょっと細部のことまでちょっと今の段階では言えませんが、業種といいますが、委託する範囲をもう少し絞り込んでいきたいとは考えております。

川上委員

もともとそういうことを言われて、維持だとか修繕をというふうに言われてきてたわけです。ところがそれを扱う民間業者、地元にはいないということで、じゃあ施設、都市施設管理公社だと。ここ、管理公社が1・1・6で8人の体制になったら、あなた方が今限定的にといって考えておことはもう限定とれますでしょう、確実に。これ、こういう姿を市民がどう見るかということなんですよ。次にいくと、で、住民サービスよりは自分たちの天下り先を用意しておるのではないかとというふうに市民は皆 皆かどうかわかりませんが、かなりの人たちはそう思いますよ。行革じゃなかったのかと。じゃあ、齊藤市長の行革っていうのは何だろうということになりますよね。

それから、次にいきます。それで、最初に戻りますけど、地元の業者では対応ができないだろうと。それがこの間議論になりました。全国的な募集をかけるのかと。今の流れからいくと全国的募集はかけないということのようですけど、どうしてかけないんですか。

建築住宅課長

先ほどの経過の報告の中でもちょっと報告をいたしましたけども、各委員の方から指摘されております内容等が、検討、検証いたしましたして、それを地元に限らず市外業者の大手あたりを、民間ではやはりそういうプライバシーの問題、それから地元育成の問題とかそういうものも含めてやはりまだ今のところはもう少し検討する余地があるということで思っております。

川上委員

市長、民間にはプライバシーを守るという点で問題があるという課長答弁ですけど、どう思われますか。

都市建設部長

一つは、今回、指定管理者にゆだねる場合に、一つ、民間の方向性も考えてきておるところでございますけれども、種々皆さん方からの御意見をお伺いしますと、非常に情報漏えいの問題、こういったものが非常にポイントになるのではないかとというふうに考えておりますし。さらには、直接民間に入ってまいりますと、今まで行政で対応しておりました住宅のサービス等

が一気に変化してくるんじゃないかという不安感がですね、市民の方々、入居者の方々に与えるというふうなことからしまして、総合的に見ますと指定管理というのは基本的には行革の一つの目標でございますし、それに取り組むことによりまして多少なりとも経費節減に向いていくということも踏まえながら方向性を見出す中では、一つは公社での取組みがまず前段として取り組むのが妥当ではないかというふうなことでの方向性を見出ささせていただいておるところでございますので、御理解をひとつお願いしたいと思っております。

川上委員

民間は、プライバシー保護する上で懸念があると言われましたかね、問題があると言われましたかね。で、あるんですよ、市役所だってあるんですから。今回不祥事が相次いだでしょ。飯塚市役所のことですよ。この全体の奉仕者であると宣誓してこれですからね。民間企業が個人情報の上に企業の利益優先を置くのは当たり前です。だから、懸念持たれるの当たり前と思うんです。

で、同時にもう一つは、地元の民間だったらそれはない、全国的なやつだったらあるというわけじゃないでしょ。おしなべてそうでしょうから。

もう一つ言われたのは、地元の業者の保護育成についての指摘を受けたので考え直したと言われたんだけど、どういう反省をされたんですか。

建築住宅課長

これは仮定の話にはなるかと思いますが、もしそういう71団地、4,400戸からのものをとるということになりますとかなり大規模な、前回の指摘の中でもありましたが、そういう大手の業者さんとかいうことになるかとも思うんですけども、その中で、もしそういうところがとった場合、そういうところがとられた場合がやはり地元で仕事が回ってこなかったりする恐れがあるというようなことでちょっと指摘があったかと思いますが、現在も補修関係で地元の業者さんにやってもらってるようなところがなくなる恐れもあるんじゃないかなというような懸念をしています。

川上委員

その工事額の規模とかはどのくらいと思われませんか。

建築住宅課長

2千万円ちょっとくらいと思っております。二千二、三百万円くらいですかね。

川上委員

そういう規模にならないと思います。その2千万円という数字はどこからどういうふうに出したら2千万円という数字になりましたか。

建築住宅課長

それは実績額でございます。現在、我々が補修費で使ってる実績、地元に出してる、地元と申しますか、補修分の実績額でございます。

川上委員

その数字は私が試算した数字と違います。そちらが正しいと当然言われると思えますけど、私が言ってる数字には経済波及効果が入ってくるわけです。ですから、地元の経済への打撃というのは億の単位になります、当然ながら。だからこれは気がつかないより気がついたほうがもちろんいいんだけど、市長がおられ、副市長もおられ横を向いてますけどね、事業管理者もおられ、幹部がそろっておられる。その幹部たちが議会で指摘を受けるまでこんなことに気がつかないのか。だから反省はないのかと聞いたんです。議会から言われたから、ああ、地元業者が苦しいだろうと。じゃあ、公社にしよう。公社が地元で発注すればいいだろうというふうなふうにしか今聞こえない。だからあなた方の地元の業者の保護育成とかいう観点に照らして言ってるでしょ、ずっと。その観点から照らして、議会からも指摘を受けた、地元の業者からもいろいろ指摘を受けたでしょう、その反省を聞きたいわけです。反省がなければ同

じこと繰り返すでしょ、そこを聞かせてください。どういう反省をしたのか。してないんだっ
たらしてないと言ってください。

建築住宅課長

今委員の指摘されております地元業者育成ということにつきましては、この住宅のことに限
らず、一般建築、一般土木あたりの中でも十分に検証いたしまして、できるだけ地元の仕事
落とせるような体制づくりというのは常に考えてやっているところでございます。

川上委員

市長、課長がこんな答弁でいいと思いますか。常々考えていて、こんな議案を出しているわ
けですよ。常々考えていて、全国ネットで公募することも含んだ考え方をしてきたじゃないで
すか、これまでね。常々考えていてもやっぱり全国ネットで出そうという提案をしてたわけ
でしょ。だから今の答弁は反省しませんと、反省してませんという答弁でしかないと思うだけ
ど。部長、どうですか。

都市建設部長

私どもが今回、市営住宅を指定管理者制度導入というふうな中では、非常に入居者の人が住
んで生活されておられる部分の生活、家賃の関係とかそういったことで一般の施設の指定管理
導入とはちょっと異質な部分があるということで慎重に検討してきたところでございます。特
に4,400戸というふうなことで、71団地の大きな規模を構えております。そうしたとき
に全国的に見てみますと、横浜とか大都市あたりが一定の指定管理の取組みをする中では、あ
る程度責任制の管理業務にゆだねる中ではそういう大手でないと非常に難しいのではないかと
いうことが非常に前提として私ども検討の一つとしてとらえてきております。

そうした中で、一つは、基本的には民間でやることも前提としながら、地場育成というこ
も前提条件の中で十分加味しておりましたけれども、なかなかそういうふうな規模から見まし
ても、飯塚市の管理 不動産関係、そういったところも調査しますと非常に規模的にはかなり
難しいという感触も得ております。そうした中で今後この指定管理業務自体が、民間でいく
のが妥当なのかあるいは別なやり方ということで今申し上げております公社での取組みがど
うなのかというふうなところでいろいろと総合的に検討した結果では、今行き着くようなところ
でぜひ取組みをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたし
ます。

川上委員

私は、市長、先ほどから公社であってもプライバシーの保護の問題についてはできないとい
うふうに指摘もし、そして今、全然、部長の答弁を聞いても反省がないんですね。地元業者の
保護育成という観点。100年に一度というふうに市長だって言ったのに全然反省がないん
ですよ。この2点を言ったわけです。

それで、あなた方は、こういうプライバシー保護は余り無頓着。それから、地元の業者の保
護育成についても無頓着どころか指摘されても反省の弁もない。どうしてこういうことになる
のかと思うんだけど、こういう姿を市民に対してあるいは議会に対してそういう本質を見せな
いようなふうに出しているのが、そのためにだけ使われているのが住民サービスの向上という、
本来なら指定管理者制度の命なんですよ。それをイチジクの葉っぱ同様に使おうとしておると。

それで、前回、3月23日は住宅課長が、声かけを民間で提案しているところがありますと
言われました。独居老人、それから障がいのある方と、それから見回り活動も、そういうのが
いいんだと。それから時間の延長とか言われました。もう全然力のない話です。それであなた
方がどのくらい真剣に住民サービスの向上のためにこれをやろうとしておるかを少し聞きます。
実態から言うと71団地で4,439管理戸数があると。入居戸数は幾らですか。

委員長

暫時休憩いたします。再開を11時5分とします。

休憩 10:56

再開 11:07

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

現在の入居数はどのくらいかということでございますが、現在、4,439戸のうちの4,207戸でございます。これがちょっと7戸の部分は常に変わっておりますので、大体4,200戸くらいは入居済みということでございます。

川上委員

先ほど言いましたけど、サービスについては、独居老人、それから体に障がいがあると言われましたから身体障がい者のことでしょうか、声かけというわけですね。そうすると、その4,207戸でもいいですが、の中で入居者はどれくらいおられて、その中で独居老人はどれくらいおられて、それから身体障がいの方どれくらいおられるのか。声かけはしようとする、何人で、何カ月には一遍くらい、何日に一遍くらい声かけられるのか、そういうこと検討しましたか。

建築住宅課長

独居老人の方、また、身体障がいの方というのは、ちょっと今資料がございませんので数とかいうのはちょっとお答えできませんけども、先ほど言われましたような声かけ、また、そういう専門的な人を置いたそういう独居老人のケアとかいうみたいなのは、前回お話をしていたのは他市の例という形で報告をさせてもらっていたと思います。それでそういうサービス、民間であればそういうサービスも受けられるんじゃないかというようなことでお話をしていたと思いますので、御理解願いたいと思います。

川上委員

他市の例と。飯塚市はするかどうか分からないということなんですね。分からないんですね、こういうことするかどうかは。

建築住宅課長

それにつきましては民間で前回のときにお話をしておりましたけど、そのときは民間からのプロポーザルの中でそういう提案も出てくるのではないかと。また、そういうところが私どもが今できていない部分であって、そういうところがサービスの向上につながるんじゃないかというようなことでお話をさせていただいております。

川上委員

市営住宅は民間の開発業者がつくった住宅じゃないんで、この間も言いましたけど市の福祉部門とネットをつくって仕事したらいいんじゃないですか。それから民生委員さんとか福祉委員さんとか、それから民間のいろんなボランティアされてる方もたくさんおられるじゃないですか。だから、一つの民間業者が、仮に公社がもうできないでしょ、1・1・6の8人で何ができるわけですか、何万人も住んでおられるのに。発想が間違ってるでしょ。自治体が全体として住民の健康、命、安全、福祉向上に責任を負うわけだから。どっか切り売り、民間のどっかだけで何万人という方のこういったことを責任負えるわけないでしょう。公社でも同じですよ。そうすると、このサービスで例示されたのは消えるということになるんですよ、このサービスの向上はないと。

じゃあもう一つ言われたAEDの設置とかもあるんですよと。これは何か具体的に検討しましたか。

建築住宅課長

そのAEDにつきましても先ほどのことと一緒にございますけども、他市で、他の自治体ではこういうサービスもやってるところもあるというようなことで、うちの今のところの市としては検討はしておりません。

川上委員

これも考え方は先ほどと同じですよ。で、市営住宅だけでいいのかということですよ。それ
もしかも。

それから、一番かなり課長が強調されたのが時間の延長と言われたわけです。ところが、課
長は時間の延長ができると、民間に出すと。公社に出すとどうなるかわかりませんけど。そう
すると、しかし、こうも言われてるわけですよ、入居者の方から夜遅くでも電話がかかってく
れば私どもとしても対応はしておると。全然指定管理にする必要は何もないわけです。

だから、あなた方がプライバシーの保護は民間では懸念が残ると。公社でできるかという
公社も難しいでしょう、さっき言った点から言うと。それから地元業者の保護育成という点に
ついては全然反省かない。で、そういう態度を覆い隠そうというか、見えないようにするた
めに打ち出したのが住民サービスの向上と言ったんだけど、それについてももう破れてるわけ
ですよ。

こうなってくると市営住宅については、入り口は維持とか修繕とかいうふうに言ってるけど
も出口はそれにとどまらない。あなた方の将来の天下り先をつくるだけという指摘も受けかね
ないぐらいですよ。

それで、この指定管理については、こんなにあなた方が前提を2転3転させるようなこと
であればなぜかということを考えていかにやいかにわけですよ。この根底には住民福祉の向上
を前提に物を組み立てるのではなくて、行革ですよ、齊藤市長の私に言わせれば逆立ちした行
革。しかもお金が浮くかどうかもわからない、これでいくと。そういう逆立ちした行革が、本
来、行政がやるべき福祉の仕事を逆流を生ませている、ゆがめている、その姿が市営住宅の指
定管理者導入議案の中に如実にあらわれていると思うんです。この際、市長、ここまで来て
るんだからもう撤回するというふうに決断できませんか。そして市営住宅のサービス向上を充
実するためにはもっと違う観点からアプローチして必要なお金は出すと、スタッフも配置する
というふうに考えられませんか。市長、どうですか。

都市建設部長

この指定管理者制度導入の中で、一つは公社ということ今回前面に打ち出しをさせていた
だいております。まあ一ついろいろ考えますと、直民間にということは先ほど答弁もして
おりますけれども、重複するかもわかりませんが、非常に市民の皆さん方に安心感を与える
という観点から、あるいは情報漏えい等の部分につきましてもより慎重に取組みをさせて
いただきたいということでの総合的に判断して、一方、見方を変えて公社での取組みを
今回ぜひやらせていただきたいということでございます。

一つは、人員の問題もあります。確かに組織として8名ほどの人員態勢を整えて
おりますし、また、業務の中身につきましても今から十分に精査をしていく中では
今申し上げているような内容等で十分であるかどうかというのも含めまして
体制づくりも含めて慎重に構えたいと。より直営の職員態勢もどれだけの
見直しが見られるのか、そういったものも含めながら公社での取組みを
ぜひやりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

原田委員

まず、冒頭、指定管理者、民間を含めて委託するというところで、これが議案として
上がってまいりました。で、今、お聞きしますと、これをいろいろな冒頭4つの
大きな問題点があると。個人情報、それから委託先の問題、市民に対する信用・
信頼の問題、そして、県内のいろんな状況をかながみた上で管理公社に
委託したいと、そういうことだと私は理解しております。これは、私自身は
非常に前向きな前進したのではなからうかと思ってるわけなんです。

で、一つ、ここで伺いたいのは、まず、行財政改革でいっておりますので、
何らかの試

算は出されてあると思うんです。例えば管理公社になった場合、どのくらいの財政効果を認められるのか。この管理公社というのは初めて今回出てまいりましたので、当然そこら辺の資料というのはお調べになってるかと思います。そこら辺どのような財政効果があると、具体的な金額は出せるのであればお聞きをしたいと思います。

建築住宅課長

これは指定管理を公社にさせた場合どういうふうな概算になるかということで、これはあくまで概算の数字ということで御理解を願いたいと思うんですが、人件費、それから、そういう委託料関係といいますか、維持管理費含めましたら大体1千万円程度の削減はできるんじゃないかというふうな考え方を持っております。

原田委員

人件費等々で1千万円程度削減ということですね。で、例えば今管理公社に委託するという方向でどうもお考えになってあるようでございますけども、これが指定管理っていうことになりますと、例えばこれ管理期間というのがありますよね、委託期間、3年とか5年とか10年とかあるかと思うんです。そうなりますと当初の目的は管理公社に任せるというようなことで推移しましても、先で例えば民間と競争入札するんじゃないかとか、結局聞いたような話ですよ。文化財団と全く一緒なんですよ。そういったことはどのように考えてあるのか。もし管理公社をおつくりになるのであれば、これは私は指定管理者というのは外さなきゃ先でまた変なくあいになるんじゃないですか、文化財団と同じような形で。ここのとこきちんと整理しないと、果たして指定管理にふさわしいのかどうかという議論になってくるかと思うんです。このあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

建築住宅課長

今委員が言われますように、工期といいますか委託する期間というのが3年とか5年とかいう形があると思いますが、もし、ここで指定管理を5年ぐらいをと考えております。それで、その状況、指定管理の状況あたりも十分に検討しながら、また近隣の自治体あたりのそういう流れといいますか、そういうものまで把握した中でその先は考えていきたいと考えております。

原田委員

一つ私がお尋ねしたのは御答弁いただいてないんですが、こういう公社ということになりますと、指定管理というものから全く別物として考えるべきではないでしょうかということをお尋ね先ほどしたんです。やはり公社をつくった、そしてそこに指定管理をすると、やっぱ指定管理というものは必要だとお考えなんでしょうか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:20

再 開 11:21

委員会を再開いたします。

できる、質問の意味もわかる。

建築住宅課長

自治法上、管理委託か直営かどちらかになると思います。一部委託とかいうのはちょっと、まあ、するなら指定管理か直営かという形になるかと思います。

原田委員

随契っていう手もあるんですよ。随契ですと委託していくと、こういう考えも一つあるかと思うんです。で、これ、何でここの住宅が問題として上がってきたのかっていいますと、これは行革の、もともと発端は行革でしょ。例えば今公社をおつくりになると、年間1千万円程度の経費の削減になるということであれば、それを無理やり指定管理にすると、指定管理という名前がついてしまうとそこでまた問題が出てくるんじゃないでしょうかと私はお尋ねしてるん

です。例えば、文化財団が、当初、飯塚市の文化の向上を目指してあの財団が飯塚市がてこ入れしておつくりになった。しかし、何年かするうちに、いわゆるもう民間の本当に機能しないようなことになってしまった。最近、新聞等で載っておりましたけども、外部から入れて今立て直しをやってある。しかしながら、皆さん御存じのように昨年一般競争入札指定管理ということで入札になってきた。要するにそういった問題が出てくるんじゃないかと私は思ってるんです。だからそういうことを、公社っていうことを管理公社っていうことを考えた場合、行革の目的とする人件費の削減はここでクリアできるわけじゃないですか。そしたらわざわざそこに指定管理者っていうのを何でもってくる必要があるのかなと私は単純にお聞きしてるんです。これは行革のほうから、もう多分1千万円もあればオーケーということになんてしょ。どうなんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:24

再開 11:26

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

先ほども自治法のことを少し言いましたけれども、平成18年の4月1日から市営住宅の管理業務につきましては、地方自治法公営住宅法の改正に伴いまして管理委託制度にかわる公営住宅については管理代行制度、それ以外の住宅につきましては指定管理制度ということが導入されておりますので、指定管理か直営かどちらかしかできないというふうになっております。

原田委員

じゃあ、お尋ねいたしますけども、今、管理公社がございますよね、これはどういう契約形態になってるんですか、お尋ねします。

管財課長

現在、うちのほうの管理公社といたしましては、一応受託ということになっております。公園及び駐車場の管理の受託ということで管理業務を請け負っております委託を受けております。

原田委員

ちょっと私、わかりにくかったんですけども、土地の開発公社定款云々で書いてありますけども、今受託ですよ。っていうことは市からの委託を受けたわけでしょ。ちょっともう少しかみ砕いてわかるように説明いただけます。

総務部長

都市施設管理公社、これが受託しておりますのは、管理運営の中の一部草刈り等の一部の委託でございます。ですから包括的な委託となりますと、自治法の改正がございまして、前は公の公共の団体が受けられるという限定がありましたが、現在は指定管理者、ここが委任を受けるような形になっております。法改正で指定管理者で一括的な管理運営の包括的な委託を受けるか、それが直営でいくかという形になっておるところでございます。

原田委員

すいません、ちょっと私飲み込みが悪いんでしょうか。っていうことは今の管理公社は市から委託を受けた指定管理者という考え方になるんですか、結論的づけて言えば。

総務部長

指定管理者でございませんで一部の委託です。草刈り等の全体的な管理の中の一部を受けると。全体的な管理を受けるとなるとこれは指定管理者でないといけないというふうに法改正がなっておるところでございます。

原田委員

一部であればそういった指定管理にならなくて済むっていうことですね、逆に。一部であれ

ばしなくていい。じゃあ、例えば、市の包括的な市営住宅の包括的な管理じゃなくて、一部、例えば補修に関する部分、それから集金業務に関する部分、それぞれこう分割すれば指定管理必要ないということですか。

総務部長

それぞればらばらに全部を出すちゅうようなことは法の趣旨に反しますので、ある一部という形の委託については認められておるということでございます。全部を丸投げ 相手を変えてすべてを出すというようなことは管理上できる形でございますので、御理解のほどよろしくお願いします。

原田委員

私は10も20も分けてということやないですよ。大まかにいけばですよ、今言われたような形で、まあちょっとあいまいな部分が出てくるかもしれませんが、直営に近い部分でできるのではなからうかと、このようにお尋ねをしたかったわけです。

そうしますと、直営でやるか指定管理でやるか、もう包括でやるとそれしか方法はないということですね。じゃあ、その後期間にしても3年とか5年とか10年とか20年とかあるでしょうけども、今後例えば今進めてある管理公社で公社に委託するというのであれば完全にこれは指定管理者として5年なり、その後にはまた今度は入札なり何なりが行われると、こういうことでいいわけですか。

建築住宅課長

先ほども申しましたように大体契約期間が5年ぐらいで考えたいと思っております。その以後につきましては、まあ、先ほども言いましたようにその実績、それから近隣の情勢、そういうところををにらみながら決めていきたいと。当初は随契という形で指定したいと考えております。

原田委員

今5年でまた見直して入札にかかるわけですね。そうしますと、実績をもとにしてと、例えば外部のいろんな県外からも公募されるわけでしょうから、公募されるんでしょ、そういうときは、そうすると当然委託先、指定管理の公募をした場合いろんな申し込みがあるかと思うんです。そのときにこの公社がせっかく管理公社をつくったのが、弱ければよそに行くということだって十分にあるわけですね。県外の業者とか市外の業者がとるということは十分にこれは考えられるわけですね。そこいかがなんでしょう。その辺はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

建築住宅課長

先ほどもちょっと言いましたが、一応5年間をめでとということではしておりますが、その方法につきましてはまだ決定はしておりません。そういう先ほどその状況を見ながら対応していきたいと。

原田委員

それじゃあ、5年後 質問ちょっとやり方 言い方変えます。5年後ですね、例えばもう公社を なったとします、5年後にもう一回入札したとします、当然公募になるかと思うんです。県外とか市外とか福岡市とかいろんなところから例えば業者さんが指定管理に応募される、そうすると例えばよその県外のほうがすばらしいとか、福岡のほうが北九州の業者のほうが慣れてあるとか、当然そういうのあるかと思うんです。そうしますとこの公社が5年後にはなくなって、そのまま民間委託になるっていう可能性だって十分にあるかと思うんです。この辺はどうとらえてあるんですかと私はお尋ねしてるんです。

建築住宅課長

今委員が言われておりますように、もし民間がとった場合どうするのかと、公社の職員がもう仕事がなくなってしまうんじゃないかということでございます。それで私どももいたしましたし

でもそのあたりについては十分に今協議をしているところでございます、それ以後の問題と
いいますか、5年後をどういうふうな形で存続させていくためには、やはり十分に考えていか
にやいかん問題ではあると認識はしております。

原田委員

最後にしますけども、そこら辺をきっちり考えておかないと、文化会館と同じようなことにな
ってしまうと思うんです。またがたがたしてくるものになると思うんです。これについては
きっちりやっぱり、やっぱ内容を充実させて、もし管理公社に移行するんであれば、私はそこ
ら辺きっちり何というか踏まえるところは踏まえてやっぱりやっておかないと、また同じことにな
る。そうしますと何のための指定管理者だったのかなということになりかねないんじゃないかな
らうかと思うんです。

私、一般質問で言いましたように文化財団は結局今その状態じゃないですか。最初、肝いり
でどんどんどんどんやってきて、これが文化の発信元ですみたいなことを当時いろんな新聞に
も書かれておりました。ところが今、もうこれはほかの業者のほうがちゃんとやるやないかっ
ていうことでしょ。一番冒頭、この公共施設の議案の第52号についても一番最初、執行部提
案が民間に委託したいということだったんです。それが今推移して管理公社に委託をお願いし
たい。しかし、結果的には5年後に民間企業に委託ということになるんじゃないですかと、そ
ういう危惧だって可能性だって十分にあるんじゃないですかというのを私はお尋ねしてた
んです。同じことになるんじゃないですか。ここら辺、どういう気持ちでもって今後運営、例
えば公社をするんであればどういうお気持ちを持って運営されるのかきちっと、まあ表明と申
しますか、きちっとした意見をここでやっぱ、決意表明みたいなのをお聞きしたいと思うん
です。

都市建設部長

今回、公社で取組みます場合に、基本的に5年ということで検討いたしております。その中
でいわゆる公社での取組みも今から中身の十分に精査をさせていただきながら、5年の推移を
見ながら実際に行革目的とする効果が果たして生まれるのかどうかということも十分見きわ
めなければならないというふうに考えております。そうしたことから非常に効果が生まれてお
るというふうなことであれば、さらにその充実を図りながら継続させていただきたいというふ
うに考えております。

瀬戸委員

今、原田委員に関連してちょっとお聞きをさせていただきますが、今、コスモスコモンです
か、文化センターは直営でやられて、文化事業団が一部委託を受けてやられてると思うん
ですが、これは行革の効果額というのはどのくらいあるかわかりますか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:37

再 開 11:37

委員会を再開いたします。

瀬戸委員

直営やから行革の効果額と言うとおかしくなりますけど、その以前、指定管理者制度のとき
と比べると今どうなんでしょう。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:38

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

生涯学習課長

人員体制の見直しによって人件費の削減は見られたんですが、数字的なものについてちょっとここに資料を持ち合わせておりませんのでわかりません。ただ、効果はあっております。

瀬戸委員

効果があったということになると、先ほど住宅のほうも指定管理者、公社に指定管理者制度をとると約1千万円程度の効果が出ると。じゃあ、一部委託にしてもですね、直営にして一部委託にしても効果額が認められるということは当然考えられるわけですね。もし指定管理者制度にされた場合でも、先ほど原田委員のほうは5年間、先ほど5年間で公募して、また入札選定をして入札制度になるんじゃないかということ聞かれてるんですけど、例えば指定管理者制度の何をこのなかちょっと僕も覚えないうんですけど、きょうは資料持ってきてませんけど、市長が特に認めた場合、特に認めた場合はそこを直接指名をすることができるというような文言があると思うんですが、それは結局選定公募をしなくてもいいということだろうと思うんですが、その辺どうですか、違うんですか。

企画調整部長

今の質問者が言われてる部分は、指定管理者制度導入に係る指針というのがございます。この中でまず募集の方法というのがございます。で、指定管理者の募集に当たっては公募を行うことを原則とすると。ただし、次に定めるいずれかの事情がある場合は公募を行わずに指定管理者の候補者を選定することができるというのがございまして、この中に4項目うたっております。この中の1項目だけちょっと御紹介させていただきますならば、施設の性格及び設置目的に照らし管理を代行するものを特定することが必要な場合というような項目を4項目並べまして、これはもう公募を行わずに候補者を選定するというような指針の中に規定をいたしております。

瀬戸委員

であれば今の住宅管理公社なるものをつくったときに、それには当てはまりますか。

企画調整部長

これにつきまして、選定導入推進委員会の中でも協議を行いました結果、これで今現在、担当課のほうで検討してまして、答弁いたしましたように、管理公社という形の中でこの中には該当するというようなことでの位置づけはいたしております。

瀬戸委員

いわゆる今の要綱、4つの要綱の中で市長がそういうふうに指名することができるという選ぶことができるということに該当するということですか。それに該当するということですね。いいです。該当するということですよ。はい。わかりました。いや、該当するということですね。

委員長

ほかに質疑。

人見委員

市長を始め執行部の皆さん方、この公営住宅の議案についていかほどに、どちらのほうを向いて、どの時代に向かってこの議案を提出されたのか。それと、国を見てるのが行政の体面を見てなのか、市民の福祉向上、サービス向上を向いてこの議案を提出されておるのか、そのあたりちょっと聞かせてもらえませんか。一体どちらのほうを向いてこの3月議会にこの議案提出したのか、いかがですか。

都市建設部長

この議案につきましてですけれども、まず一つは、合併に伴いまして行革の実施計画が打ち出しをされております。その中で直営の部分を官から民へというふうな話の中で、一つは指定管理者制度の導入を図っていくというふうなこともありました。その中で一つ、市営住宅に

つきましてもその方向性がうたわれておるところでございます。本来ならば20年度、たしか20年度の実施目標ということでその当時はうたっておりましてけれども、おおむねいろんな検討をする中では一定の経過時間がかかってきております。それともう一つは、今回この行革実施計画の中にあります公共施設等の見直しも含めて、この特別委員会の中でもろもろの公の施設の方向性も検討されてきたところでございます。あわせて、その中では市営住宅につきましても順次指定管理者制度の導入というところの第一次の実施計画は打ち出されております。そういう中で一方、私どもも行革の目標とするところで削減効果は全くないわけではありませぬし、市民のサービスの向上低下につながる範囲ではどの選択がよかったのかというふうなことで考えてみますと、今公社の中で打ち出しをさせていただきよるといふ状況でございますので、御理解をお願いいたします。

人見委員

3月の時点でどっちの時代を向いてこの議案を提出されて、どの視点に立って提案されたのか、それは一貫して変わってないのか、今に至るまで。変わってないのかと。きょう初めて公社の話なんか聞いてるんです、私は。それで何、採決とかちゅ話になってるの、これ。それは恐ろしいなち思って審議 議論を聞いてたんですけども。とてつもなくこう、何かこう、向いてる方向、時代に逆行してるんじゃないかなという率直な思いがしてならん。具体的な御質問に入る前に、入る前に何かこう、執行部自身が何かこう、泥縄というか泥沼にはまり込んでない。一定の期間かけて20年度から当初はとかちゅ話も今されたけども、それほどに期間をかけて検討してきて3月に出して、そしてああいう形で継続になって、ころっと変わって今回は公社で。広く業者を募ってよりよいサービスと行革の効果を上げるためにというのが、いつの間にか5年間も随意契約の指定管理者でみたい。指定管理者だけは変わってませんから大丈夫でしょうみたいな。こんな議論をいつまでさせるんですかという思いのほう募ってきてしょうがない。議論するにもある意味ではもう価値を見出せない。

これじゃ意見だけで終わりそうなんで、できたら委員長、申しわけないけども、直営と、改めて3月に出そうとしてきた民間と、今回出そうと言われている 今言われてる公社と、それぞれのメリット、デメリットを一覧表にしてきちんと出してくれませんか。そして、私が見る 聞く限り県内では4つしかない、自治体で、公社に委託してあるのが。その現状がいかほどにあるのか、いつごろからこういう公社に管理を委託してあるのか、その現実、実体というものも全く我々には知識が 予備知識がありません。

そして、先ほどの話です。必ず一般公募するときが来るでしょうと。そのときに今やっている議論、皆さん方が言って理由をつけてるあれこれ言ってるのは、あっという間に雲散霧消ですよ。見方考えると 質疑がね、まずそこからちょっと、委員長、いいですか。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま人見委員から要求がっております資料については提出できますか。

暫時休憩します。

休 憩 11:48

再 開 11:48

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

それぞれの資料はございますが、今委員が言われた三者の比較という形ではちょっと資料をつくっておりませぬので、ちょっと時間いただければと思います。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:49

再開 13:00

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

先ほどの人見委員の資料要求でございますが、準備はさせていただきたいと思いますが、ちょっと今日中の提出がちょっと時間かかって、無理でございますので、準備が整い次第という形でよろしいでしょうか。

委員長

お諮りいたします。ただいま人見委員から要求がありました資料については要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

人見委員

資料のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それで時間がとれましたので、ちょっと追加の資料ということで、委員長よろしくお願ひしたいと思うんですが、先ほど来というか、きょうの議題の中心が公社という話でございます。県内に4つの公社に委託している自治体があるということでございますので、そのいずれの自治体においての公社の設立から今日に至るまでの経過と現状です、管理内容等を含めて、そのあたりを資料としてあわせて出していただけないかと、このように思いますので、委員長、お取り計らいよろしくお願ひいたします。

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま人見委員から要求がっております資料は提出できますか。

建築住宅課長

先ほどの資料と一緒に提出させていただきたいと思います。

委員長

お諮りいたします。ただいま人見委員から要求がありました資料については要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

原田委員

質疑ちょうことじゃないんですが、ただいまの資料につきまして、資料につきまして、また公の施設の検討委員会の当日に配付いただくのではなく事前にいただけますようお願いしたいと思ひます。

委員長

今、執行部にお尋ねいたしますが、原田委員のほうから次回の委員会前に資料を各委員に配付していただきたいということですけど、それは可能でしょうか。

建築住宅課長

でき次第、できるだけ早い時期に配付をさせていただきたいと思ひます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

江口委員

先ほどの説明の中で行革の推進委員会か何かの中で方向性の変更を考えたというお話があったと思ひますが、それで間違いなかったでしたっけ、確認をしたいんですが。

建築住宅課長

先ほど経過報告の中で報告いたしました内容としましては、導入推進委員会の委員の方と打ち合わせをしたということで報告させていただいております。

江口委員

指定管理者の導入推進委員会ですね。そうすると、この導入推進委員会は、今回の公募、方針の変更、それとあと、3月の議会に出た この議案が出ているわけですが、その前にも同じく開かれたという理解でよろしいですか。

建築住宅課長

3月の委員会の前には導入推進委員会を開きましたけども、その内容につきましては導入委員会を開いて一応話はやっておりません。今回は導入委員会という形ではなく、導入委員会の委員の皆様と協議をしたということで、正式な導入委員会という形ではお話ししておりません。

江口委員

議案の提出前には正式な委員会を開いた。そして、3月議会終了後、きょうに至るまでに関しては正式な委員会ではなく、委員の皆さん方と協議をしたでよろしいですか。

建築住宅課長

そういうことでございます。

江口委員

であるならば、そのときの協議の際にやっぱりこの指定管理者に移行という、まず3月の段階で民間を含めて意思決定をして、もう一回今度意思決定があるわけですね。双方の協議もしくは正式な委員会等に提出された資料、そして、もし会議録があるのであればその部分を提出をしていただきたいと思います。委員長においてお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております件については資料は提出できますか。

総合政策課長

ただいまの御指摘の分については、できる限り提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

江口委員

すいません。先ほどの人見委員の資料要求の中にメリット・デメリットという部分がありました。その中にももちろん経費であるとかも含まれ 経費というか、体制とかも含まれて出されると理解してよろしいですか。

建築住宅課長

そこまで含めたところで提出させていただきたいと考えております。

江口委員

ありがとうございます。実際に非常に大きな議案なんですけど、はっきりいって非常にどうなのかなと思うのは、この議案が出て資料というものが全くないわけです。通常、議案を出して、通していただきたいと思うならば必要な資料を出すのが当然ですね。その点も含めまして、もしほかに執行部のほうで必要と思われる資料とかございましたらあわせて次の委員会の前に配付いただけるようお願いいたします。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

川上委員

今の江口委員の質問に対してかなり重大な答弁があったなと思ってお尋ねするんですが、導入推進委員会で協議して公社というふうになったというふうにおっしゃるんですが、正式な委員会を開いておらないと、それで個別の協議をしたということなんですが、どの委員といつ協議をしたのか名前も挙げて説明してください。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:09

再開 13:11

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

委員の皆さんと協議をいたしました日程は4月16日、それから4月28日の2回しております。それともう一回、きのう4月11日ですかね。（「5月」と呼ぶ者あり）失礼しました。5月の11日にやっております。出席者、企画調整部長の縄田部長、それから総務部長の野見山部長、それから財務部長の実藤部長、それから行財政改革推進室の小鶴主幹、それから管財課長の岡松課長でございます。

川上委員

これに現課としては須藤課長ですか。村瀬部長は。

建築住宅課長

失礼いたしました。部としましては、私と村瀬部長、実藤次長、それからうちの課長補佐、課長、係長と出席をいたしております。

川上委員

名前を。

建築住宅課長

すいません。村瀬部長と定宗次長でございます。訂正させていただきます。

川上委員

意思決定としてはどこで意思決定をした 課長の意思決定ですか、それとも都市建設部の意思決定ですか、それとも導入推進委員会の意思決定ですか。

都市建設部長

先ほど課長が説明しておりますが、公式に正式な導入推進委員会というのは3月10日でございます。その後3回ほど会議を開いておりますが、これは事務折衝といいですか、公式の導入推進委員会ということじゃなくて、皆さん方といろいろこの指定管理に向けての協議を詰める中でもろもろ事務精査をやってきております。そういう中での昨日が基本的には公社としての方向性を見出していきたいというふうなことでの事務折衝での確認をさせていただいております。

川上委員

導入推進委員会の責任者はどなたですか。

企画調整部長

導入推進委員会の委員長は私でございます。企画調整部長でございます。

川上委員

そうすると、これは議案提出にかかわる問題じゃないですか。で、市長の、きょう、補足説明から答弁は市長の了解のもとで行われてはいますが、市長は、この方針転換についていつ了承したわけですか。

市長

流れのいきさつはずっと、委員会の集まって終わった後に報告は聞いていまして。いつやった、委員会というか、副市長のほうから報告も聞いておりまして。あれいつやったか、3日ぐらい前。3日ぐらい前に 自分でもわからないんですけど、ちょっと、手帳を見たらわかりますけども。8日、金曜日8日、金曜日の8日。（発言する者あり）

委員長

暫時休憩いたします。手帳を見てください。

休憩 13:15

再開 13:16

委員会を再開します。

市長

8日の日のPTAの前です。思い出しました。はい。

川上委員

この間に、今答弁を聞いてますと、正式の導入推進委員会をされてるようですね。この間に、16、28、11日の間に。正式な推進委員のメンバーを集めた意思統一を諮らないで、一部のメンバーだけで話をして、8日の日に市長に路線の変更を伝えたと。で、市長は承諾したということでしょ。だから正式な委員会の場で意思決定をしないまま一部のメンバーでしたというふうに聞こえましたけど、縄田部長、推進委員会はこの間に開いてないんですか、開いたんですか。

企画調整部長

先ほどの住宅建築課長が申しあげましたように3月10日に指定管理者制度導入推進委員会を開いております。その後、4月16日と28日、これにつきましては、この導入推進委員会の主な委員との協議を重ねております。この協議の場の中でその方向性を示しましたものから、それを受けて市長、副市長のほうに御相談を申しあげたというような内容でございます。

川上委員

そしたら、この間、3月10日以降、導入推進委員会を開いていないということですね。それで主な委員と協議をしたということなんだけども、主な委員とは何ですか。

企画調整部長

4月16日と28日に協議しました委員としましては、この導入推進委員会の委員長でございます私、企画調整部長、それから総務部長、それから財務部長、それから総合政策課長、それと行財政改革推進室主幹、それと都市建設部長、それから都市建設部次長、それから住宅建設課長、以上でございます。

川上委員

では確認しますね。何にしろ、3月10日以降、正式の委員会を開かないで一部の、あなたが言うところの主な委員だけ集めて路線の変更を意志決定したと。で、5月8日の日には市長もそれを承諾したということですね。変ですね。終わります。

江口委員

先ほどの資料要求について、もう少しつけ加えておきます。会議録というお話もしましたが、出席者の名前、開催日時もきちんと出してください。

それと、今お話の中では導入推進委員会、3月10日とありましたが、その前にはやってないのか。それも含めて、やっているのであれば出してください。というのは、この議案の提出は3月10日より前ですか、後ですか。前ですよ。ですよ。議案提出前になされているかどうか、議案提出前も含めて、きちんとそれをそれもあわせてやっていただきたいと思っておりますが、大丈夫ですか。

委員長

確認のため執行部にお尋ねいたしますが、ただいま江口委員から要求がっております内容

については、先ほど資料提出できると言われておりますけれど、それにつけ加えることはできませんか。

総合政策課長

3月10日前にやっているかどうかは、今この場で資料がありませんので確認できませんが、開催しておれば資料提出は可能でございます。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から資料内容の追加がっておりますが、この要求に対して御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本案については継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案については継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「公共施設等のあり方について」を議題といたします。

本日提出されております資料について、執行部から補足説明を求めます。

行財政改革推進室主幹

本年2月に策定いたしました第1次実施計画の方向性につきましては、実施に向けて検討すべき事項、後年度に決定事項を先送りしたのも多数でございます。また、第2次実施計画策定に向けた検討協議も早期に行うことが必要でございますので、本年3月から5月までの間に4つの内部検討組織を設置いたしましたので、御報告いたします。

配付いたしております資料をお願いいたします。内部検討組織といたしまして、関係課長等で構成いたします検討委員会及び検討委員会の下部組織といたしまして、課長補佐、係長で構成しますワーキンググループを設置いたしております。

1の公有財産有効利活用検討委員会でございますが、用途廃止後の有効利活用策、余裕スペースの有効利活用、移譲、貸与等の条件設定、選定方法、人的・財政的支援などについて検討協議を行うことといたしております。

2の使用料等受益者負担検討委員会でございますが、施設コスト計算基準の作成、受益者負担割合、減額免除の基準、利用率、稼働率の向上策などについて検討協議を行うことといたしております。

3の学校再編整備複合化・多機能化等検討委員会でございますが、学校の再編整備計画、複合化、多機能施設化、再編整備等に伴う地域コミュニティの範囲などについて検討協議を行うことといたしております。

4のPFI導入検討委員会でございますが、PFI導入の可否などについて検討協議を行うことといたしております。

なお、検討委員会での検討協議事項につきましては、個別の項目ごとに決定すべき時期が異なりますが、行財政改革推進本部に検討協議結果をその都度報告し、最終決定するものでございます。

また、本特別委員会にも、第1次実施計画策定時と同様に適時御報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、資料及び公共施設等のあり方について質疑を許します。質疑はあ

りませんか。

川上委員

ただいま内部検討組織の設置について報告がありました。これを含めて、秋には第2次実施計画策定ということになっておりますが、もう余り期日がないと思うんですけど、どういうスケジュールを考えておられるのかお尋ねをします。

行財政改革推進室主幹

最初に申し上げましたように、第1次実施計画の中でまだ決定されてないもの、後年度に先送りしたのもございますし、決定したものでその内容について精査する必要があるものがございます。そういう中で、個別の推進項目につきましては検討する時期が異なってまいります。それによりまして、議会のほうにも報告する時期が異なってまいります。第2次実施計画につきましては、11月をめどに策定する予定でございます。詳しいスケジュールについては、今後詰めていきたいというふうに考えております。

川上委員

1、2、3、4、4つの検討委員会が設置されようとしているわけですが、ワーキンググループは別にして、どういうペースで開催が見通されますか。また、夏にはタウンミーティングの予定があるのかなのか、その折にはこういう方向についての市民の意見を聞く場をつくるのかどうか、そこもあわせてお尋ねします。

行財政改革推進室主幹

この3つの検討委員会でございますが、受益者負担、使用料等の受益者負担の検討委員会につきましては、実施計画の中で平成22年度から見直しを行うこととしておりますので、今年度中には結論を出していきたいというふうに考えております。残りの3つにつきましては、先ほど申しましたように、個別の項目ごとに決定時期が異なっておりますので、それに合わせた中で検討を進めていきたいというふうに考えております。なお、タウンミーティングでございますが、これにつきましては7月中旬以降から今の段階では計画をいたしておりますが、できるだけそこでも意見募集できるように検討協議を進めてまいりたいというふうには考えております。

川上委員

それで、決定していますというのもあるんですが、条例事項があると思うんですね。もちろん料金改定のこともありますけども、条例提出の時期というのはどうですか。

行財政改革推進室主幹

使用料と受益者負担につきましては、先ほど申しましたように平成22年度からということになりますので、できましたら12月議会には上程をしていきたいというふうには考えております。そのほかの条例なり予算につきましては、その都度適時に提案をさせていただきたいというふうに思っております。

川上委員

他についてもいいですか。

委員長

いいですよ。ちょっと待って。ほかに質疑はありませんか。

川上委員

じゃあ、個別施設について幾つかお尋ねをしていきたいと思えます。まず、実施計画の193ページに中央卸売市場があります。これ見ますと、見直しの方向については平成21年度までに卸売会社や国県等と協議を行い、実施が整い次第卸売会社等に移譲するとなっているわけですね。この協議の状況はどうなっておられるかお尋ねをします。

農林課長

昨年から各卸売会社並びに関連組合さんと協議を進めております。今までの協議の段階につ

きましては実施計画の説明、今後につきましては協議を進めるに当たり細部の詰め、向こうの考え方等を精査して、並びに卸売市場の移譲につきましては県の許認可権になりますので、県と十分な協議を行って進めてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

そういう抽象的なことじゃなくて、例えば4月以降、この決定以降でもいいけれども、実施計画以降どの卸売会社といつ何回くらい、また同じように、国県とはどういう協議をどの段階までしておるのか、人にわかるように答弁してください。

農林課長

まず、福岡県園芸振興課でございますが、その当時の段階におきまして正式に20年、昨年の9月に民営化についての協議・打ち合わせを正式に行っておりまして、今後の民営化に伴いますスケジュール等の申請等の確認を行っているところでございます。

続きまして、飯塚市地方卸売市場運営審議会というのがございますので、その中で昨年の10月27日、ことしの21年1月27日に今までの経過の報告をしております。

福岡県花市場と魚市場と青果があるわけでございますが、福岡県魚市場株式会社の魚の部につきましては、平成20年9月の12日に3社への合同説明会を説明しておりまして、平成20年10月14日に魚市場役員会に説明を行っております。

新筑豊青果につきましては、先ほどと同じように3社合同に集まっていたいただきました9月12日の説明と、9月13日に取締役会が開催されますので、その後10月6日に新筑豊青果に個別の説明を市から行っております。

花市場につきましては、先ほどと同じでございますが、3社合同の9月12日に説明会を行っておりまして、20年10月6日に花市場へ個別の説明を行っておりましてでございます。

その他、それ以後につきましては、取締役会全員とかいうことでなく、事務折衝的にそれぞれの会社と説明、移譲についての意見交換会、移譲などを、その後随時適時やっておりますのでございます。

それと、その卸売市場にそれぞれの組合がございますので、その組合とも具体的に集まっていたいただきまして、基本方針の説明、今後の協議においての資料等を提出させていただきます協議をしているところでございます。

川上委員

今述べられたものは紙に書いてあると思いますので、資料として委員会に提出してもらいたいんですけども、委員長、取り計らいをお願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

暫時休憩いたします。

休憩 13:34

再開 13:35

委員会を再開いたします。

農林課長

提出はできますが、今の段階で準備はしておりませんので、御時間がかかります。

委員長

次回まで提出できますね。今できるの。今できないち言うたよね。今はできないんやろ。(発言する者あり)どの段階で出せるかもう一回答弁ちょうだい。

農林課長

コピーをとる時間をいただければ、今からでも提出が可能でございます。

委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。だれかコピー行かせられるなら行かせてね。(発言する者あり)いやいや、続けていいんやろ。引き続き質疑がある方いらっしやいませんか。農林課に言うの。

川上委員

それで、やりとりの状況は今述べられたわけだけでも、それをどういうふうに評価しておられますか。協議はスムーズに流れていこうとしておるのか。国との関係は、県との関係は、卸売会社との関係はどうか。課題も新たにわかったこともあるんじゃないかと思うんですね。その辺はどう評価されてますか。

農林課長

それぞれ3社についての協議は順調に進んでおるものというふうに考えておりますが、最終的に、あくまでも県の許認可がございますので、県の最終的な判断を待たなくてはいけないというところが今後の大きな点だろうというふうに考えております。

川上委員

県がそれを許可する上でどういった点がハードルになるんですか。

農林課長

最終的には市から開設権を移譲するわけでございますので、開設権の移譲に当たって、現開設権の移譲の仕方、例えば花、魚、青果と個別に開設権を与える場合と、共同で運営管理会社をつくるようなやり方、いろいろあるかと思いますが、そのときの経営的な、体質的なものが一番重きをとられるのではないかというふうには考えております。

川上委員

その際に、市場を使ってある仲買人の方々がどういうふうに受けとめているか、全体としてはそれを歓迎する方向にあるかとか、あるいは困ったと考えるかというのは、福岡県が判断する上で重要な要件ではないかと思うんだけど、その辺はどうですか。

農林課長

恐らくその点も一つの要件であるのではないかという、現段階で感触は持っております。

川上委員

それをつかむのがあなた方の仕事でしょう。県は何に着目して、許認可権限持っておるんだったら判断するのか、それも知らないで申請とか協議とか、何の協議かわからないんじゃないですか。それで、仲買人の方々の意見を聞くのは当たり前だと思うんですよ。なぜかという、あなた方の立場から言っても、民営化することにより市場の活性化が期待できると、市場の活性化を言ってるわけですから、仲買人の方々が困るだとか歓迎しないということであれば、活性化しないと思うんですね。それで、あなた方は仲買人の方々とはどういうふうな話し合いというか、説明なり意見を聞くなりやっていますか。

農林課長

各組合が3つございます。その組合に個別的に集まっておきまして、まず役員さんがおられますので、役員さん並びに集まれる方集まっておきまして、その中で相手の御意見をお伺いしたり、こちらの今後の方針的なものを説明して意見交換会を行っているところでございます。

川上委員

せんだって関係者から手紙が届きました。それを読むと、「市からはまともに話を聞いていただいてない」と。集まる人数も少ないし、その日にいきなり、帰りしなに「ちょっと待ってくれ」と言われたこともあるというようなことなんですよ。

それでもう一つ言うと、11月に実施計画書まとめないといけないとか、あるいは公共施設、つまりこの議会があるから、それまでにちょっと話をしておかないとその議会を迎えられないとか、これに似たようなことが語られているようですね。それで、仲買人さんたちの数は把握しておるわけでしょう、あなた方が。で、どのくらいの人たちにこの話が正確に伝わっているのか、そしてそれがどういうふうな受けとめになっておるのかというのは、どういうふうに評価してますか。

農林課長

確かに、そういう形で全仲買人さんに集まっていたいただいてその説明会をしたことはございません。ただしその説明の中で、「民間に開設権が移譲になった場合はどうなるか」という御質問は確かにありましたのでお答えしておりますが、その大きな、「だめじゃないか」とか「反対」とかいうふうな多くの意見があったという認識はございません。

川上委員

出しにくいんです、それは。出しにくいでしょう。卸売会社があって、そのもとに仲買人さんおられるわけでしょう。で、市の幹部が来て、何人が集まったところで全員が集まっているわけじゃないですよ。ところで反対だとか、賛成というのも言いにくいでしょうけど、言えないですよ。だからあなた方は、仲買人さんたちの本当の心にあるところを正確に気兼ねなくしゃべれるような環境をつくって、把握する必要があるんじゃないかと思うんですよ。それがなくて、大きな反対の意見とかないとかいう話にはならんと思います。実際困ったという声出てるんじゃないですか。この手紙読むと。

先にちょっと進みますね。それで、改めて聞くわけだけでも、194ページには「協議が整い次第現卸売会社等に移譲する」と書いてあるんですね。この「等」の中に、先ほどあなた方が言った管理会社というのが入るわけですか。どうですか。

農林課長

卸売市場の開設権の移譲に当たっては、現3社以外には県のほうは許可しないという話を伺っておりますので、管理会社をつくらなると、この3社が、市が今開設権をしておるように、管理会社として3社が管理会社等つくった場合という想定でございます。

川上委員

じゃあ、この単独の卸売会社か、あるいは3社じゃないといけないわけですか、2社じゃだめなんですか。3社か2社かでつくる管理会社がここに書いてある「等」という意味だということを言われてるんですか。

農林課長

運営的な開設権を受ける会社については、3社で合同にという会社を考えております。

川上委員

そのうち新筑豊青果には本市が出資してますね。それで新たにそれはどういうことになるんですかね。持ち株会社をつくるということになるんですか。そういう会社をつくるちゅうことになるんですね。

農林課長

今市が行っております開設権は、その飯塚卸市場の管理を、事務所並びに建物・土地等の管理を行っているわけでございますので、この移譲権の開設権を、共同で会社が設立される場合は、その市が行っております管理、土地・建物の管理、そういう部分の開設権を持つ管理会社という形になるということになります。

川上委員

ちょっと重ねてお尋ねしますが、その管理会社には、例えば、卸売市場ですから関連のある大手の流通会社とか量販店とかいろいろあると思うけども、そういったところが出資することとは可能なんですか。それとも、そういうのはだめですか。

農林課長

今そういう想定はいたしておりませんし、その旨で県で協議しておりませんが、当初そのまま、許認可をいただくに当たっては、他からの出資は認められないんじゃないかというふうに考えております。

川上委員

なぜ認められないんですか。

農林課長

今の段階で、現状のまま開設権を移譲という協議の段階におきまして、それぞれの会社に開設権を移譲するか、3社で共同の管理組合みたいな開設権を持つ組織を設立するかという協議でございますので、その他の想定はしておりませんし、基本的にそれでないと県のほうもスムーズな許認可が行われぬかというふうに考えております。

川上委員

いや、許認可受ければ民間会社でしょう。で、出資していいじゃないですか。量販店だろうが大手流通会社であろうが。悪いですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:47

再開 13:48

委員会を再開いたします。

農林課長

公共から民間に卸売市場を移譲するに当たり、現、飯塚でございましたら青果・魚市場、青果・花市場、その3社に移譲するか、3者が共同出資でもって、他が入らない形で3者合同に受けるかという管理会社しか、最初の民間からの移譲はないというふうに伺っております。

川上委員

そうでしょう。だから、最初移譲するときにはその3社か単独かと言ってるわけでしょう。ところがそれから先は知らないという答弁でしょ。移譲された後は、民間の論理でどうなるかわからないということを今言ったわけでしょ。

農林課長

その後につきましては県のまた認可になりますので、出資が認められるかどうかは県の認可の判断になります。

川上委員

飯塚市は知らないという答弁ですよ、今のは。ですから、首を横にひねってもだめですよ。なぜ公設の市場がつけられてきたのか、もう書いてるじゃないですか。「市民の生活安定を担うという公設市場としての役割」、今ほど重要なときないでしょう。ね。このときに、あなた方は開設権を渡すだけで、これは移譲だから、原則として今の機能は維持してもらおうだというふうに言い放つけど、実際に渡してしまえば市場原理主義じゃないですか。どこに行くかわからないじゃないですか。で、もう手放しただけと、飯塚市はこの市場について何の責任も負えなくなりますよ。いみじくも課長が言ったとおりですよ。県が認めるか認めないかというだけだと。そういうことに今の答弁からはなりませんか。どうですか。

経済部長

今回の民間移譲に関しまして県とのかかわり、認可の手続等については、今る農林課長のほうが答弁してまいっておりますが、この3つの卸売市場が1カ所にあると、この筑豊の地に、この開設許可に至る過去の経緯もございます。そうした中で、今回の民間移譲の諸手続を、県の認可を受ける手続を現在進めているわけでありまして、手続上確かに事業の譲り渡しということにつきましては、事業の譲り渡しの認可を受ければよいということだけでございます

ので、その後の事業運営については新たな県の許認可事項ということで、ただいま農林課長が答弁したとおりであります。この3市場が開設された過去の経緯等もありますので、今後の行く末の中にも、市としては過去の経緯を含めた中で十分と関与をしてまいりたいというふうには考えておりますので、あとは、県の認可を受ける際には私ども市もしっかりとかかわっていきたいというふうに考えております。

川上委員

今のような話だと、飯塚から卸売市場はなくなってしまうかもしれませんね。その田川、直方から飯塚に統合で来たときの経緯も知ってあるんでしょ。で、何が問われたかということ、いろんなこともあるけども、公設、公の関与をどうするのかということじゃないですか、はっきりしてるのは。それで、新筑豊青果に市がわずかな出資をしたかどうか知りませんが、これは行財政改革ですか。飯塚から卸売市場がなくなるかもしれない、そういう可能性を開いていくかもしれん。で、移譲という言葉の説明をあなた方はわざわざ書いておるでしょう。施設は渡すけど、何て書いておるんですか、「これまでどおり施設機能を継続した中で管理運営を行うことを原則として、公共的団体や民間等に施設を譲渡することを言います」と、これを移譲だというわけです。ところが、「原則として」なんです、あなた方の言ってるのは。いつ譲渡に変わるかわからない。しかも今言ったように、特定の卸売会社に全部渡してしまったり、どういう会社に発展するかわからんような管理会社に譲ってしまうと、施設、土地、売却ということも出てくるでしょう。日程的に。特に201号のバイパスが通ってるわけですから。そういう危険性はないですか、飯塚から卸売市場がなくなってしまう。どう思いますか。

経済部長

この卸売市場の関係につきましては、福岡県が現在最新版で、第8次になるかと思っておりますけども、卸売市場の整備計画というのを定めております。その中の位置づけといたしまして、「筑豊流通圏に地域流通の拠点的作用を担うため」ということでこの飯塚の本市場が配置をされております。こうしたことから、法的根拠はございませんけども、移譲時及び移譲後も安定した流通の継続を図るということから、現状のままその市場を運営するということが、やはり県のスタンスとしては認可の条件となるかというふうに思います。

川上委員

法的根拠はないと。しかし、県の方針だから信頼すると。おんなじことを自動車産業150万台構想で言ったわけですよ。結局自動車の工場が来るかどうかというよりは、地元から卸売市場がなくなるということのほうが、余り比較せんでもいいけど、重大じゃないですか。あなた方がもう退職していなくなるころ、卸売市場はなくなるかもしれないんですよ。枠を取っ払ってしまって。そういう危険な道に門戸を開放しようとしているのがこれだと思うんですよ。あくまでも、それはあり得ないと、卸売市場は飯塚から撤退することはあり得ないと、田川に移転することはあり得ないと、田川じゃなくてもいいんだけど、あり得ないと言い切れませんか。

経済部長

先ほども御答弁いたしましたけども、福岡県の定めております卸売市場の整備計画、こうしたものの基本的な精神と申しますか、そうした部分を読み解きましても、現在本市に置かれております卸売市場の拠点的作用というものは、十分県も理解しているものだというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

川上委員

福岡県はそんなに信頼できる場所じゃないです。あなた方、よくわかっているでしょう。だから、飯塚市の行政が地元の卸売市場を守り抜くというスタンスを持たなきゃ、冗談で言ったんじゃないですよ、福岡県が信頼できないというのは。行財政改革の名のもとに、保健所でも大幅な統廃合、縮小、廃止やってるじゃないですか。みんな迷惑しとるじゃないですか、地

元の住民は、病院だって売り飛ばそうということですからね。だから私は、少なくとも仲買人さんたちの声を、きちんとしかるべきところで聞いてもらいたいと思います。安心してしゃべれるような環境をつくって。そしてそういう、飯塚から卸売市場がなくなるような、危険性が増すような今度の民間移譲はやめてもらいたいと思うわけです。この質問は終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:58

再 開 14:08

委員会を再開します。

お手元のほうに、先ほど川上委員より資料要求がありました資料が配付されておりますので御参照ください。ほかに質疑はありませんか。

川上委員

今出された資料については、次の機会に、私としてはお尋ねしようというふうに思います。次進んでいいですか。

委員長

どうぞ。

川上委員

実施計画書の116ページから、保健福祉総合施設について記載されています。このうち、福祉総合センター内の浴場のことについてお尋ねをしたいと思うんですね。昨年10月から入浴時間の短縮が行われております。どのような形に今なってますか。

社会・障がい者福祉課長

保健福祉総合センター等の浴場利用時間の短縮につきましては、昨年5月ごろから発生いたしました原油高騰に伴い、浴場用燃料が急騰したため、利用料金等の改定を行わず、運営面における対策といたしまして、穂波福祉総合センターそれから庄内保健福祉総合センター及び忠隈住民センターの各施設の浴場利用時間を短縮し、また夜間の保温シートの設置並びに節水型シャワーへの取りかえなどにより対応を図ってまいっております。

御質問の利用時間を短縮につきましては、始まりと終わりを約1時間程度短縮いたしておりますが、平成19年度決算と平成20年度の決算見込みとを比較いたしますと、穂波の福祉総合センターにつきましては、燃料使用量が約3.3%の減に対し年間利用者数は0.2%の減、庄内の保健福祉総合センターにつきましては、燃料使用量の約5.7%の減に対し利用者の約9.5%の減、それから忠隈住民センターにつきましては、燃料使用量の20.7%の減に対し年間利用者が2.1%の減というような状況となっております。

川上委員

実は、きのう穂波の福祉総合センターで、高齢の方15人と、我が党の楡井議員と私と一緒にお話を聞いたんです。で、夜閉まるのが早くなるのが困るということと、これから特に夏場ですから言われておると、やはり朝も10時が11時というのは困るんだというふうに言われる声が多かったです。

それで、この時間短縮した理由については、先ほどの答弁では原油高騰ということでしたね。間違いはないですか。

社会・障がい者福祉課長

質問者の言われるとおりでございます。

川上委員

それで、この時間短縮の影響は、実感的には先ほど言ったような高齢者の方から言われた声をお届けしたんだけど、担当課のほうで影響がどのように出ているというふうに考えてますか。

社会・障がい者福祉課長

確かに、短縮によりまして利用者の方には御不便をかけておりますが、そういう面では燃料費の使用料の削減にもつながっており、現在に推移いたしてきております。今質問者が言われますように、燃料費につきましては今もう解消がされておりました、本来4月ごろからもとに戻すというようなことで作業を進めておりましたが、本年1月に策定されました公共施設のあり方に関する実施計画の中で、利用料の受益者負担金について、先ほど行革のほうからも説明がありましたように、平成22年度から改定される計画として、今事務作業が進められております。まずこれに伴いまして、条例改正により今ばらばらであります利用時間帯の調整等も行われますことから、利用時間を戻しても利用者の方に周知するまでしばらく時間を要すること、それから、受益者負担検討委員会で11月までに方針が決定され、12月議会の条例改正後にまた来年4月から再度利用時間帯等の変更が見込まれること、で、現在時間短縮から既に7カ月程度が経過しており、現状においては一定の安定期に入って、特に苦情等もないことから、現在の時間短縮を維持することに含めまして、今後どのように対応するか現在関係各課を含めまして検討いたしており、今後地元等とも協議を行いまして早急に決定したいと考えております。

川上委員

これ、時間短縮だけではなくて、コミュニティバスの影響もあると思うんだけど、大体ゴールデンウィーク中というのは、高齢の方が家族とあるいは友人とゆっくりしたいという時期でもあろうと思うんですね。久しぶりにお孫さんとかというのもあったかもしれません。ところが穂波の場合、コミュニティバスが有料になりましたでしょう。乗り継ぎでまた100円要るとか要らないとか、悩ましいんですね。おまけに、今までは40分ぐらいで行っていたのが1時間以上かかるとか、同じところ2度通るとか、いろいろ言われてました。帰日も3時ごろ帰らないと帰り着かないと、3時ごろというのは大変暑いんですね、ここ数日間。だから、今までどおりで何で悪いのかというような声もありました。これは伝えておきます。

それで、いずれにしても不便になっているんですよ、お風呂は。先ほど答弁で言われましたけど、実施計画の119ページ見ますと書いてあるでしょ。民間と競合するから廃止を含めて検討すると。この中に、実は開設時間の短縮というのがあるんです。だから、この時間短縮については、入り口は原油の高騰だったわけです。ところが出口は、まあ出口まで行ってないですね、途中経過で言うと、廃止というのが理由になっているわけですよ。廃止することも含めて検討するのに、わざわざ広げるかという話ですね。で、今の答弁聞くと値上げのことも含まれるわけですね。原油高騰から入って、廃止だとか値上げだとか、穂波の人は「もう絶対に合併しないほうがよかった」と、きのうも言われてました。それでちょっと聞くんですが、この庄内ハーモニーとか、それとか穂波の総合福祉総合センター、利用者減ってますね。これで、ここに書いてある高齢者福祉施設庄内温泉筑豊ハイツ、あるいは伊川の里、利用者は増えてるんですか。調べましたか。

社会・障がい者福祉課長

民間等含めまして全浴場は調査いたしておりませんが、庄内のハーモニーにつきましては、前回1月に実施しました地域別の利用者の方の状況を見ますと、約14.4%が嘉麻市の方になっておりました。この関係で、実際嘉麻市にありますなつきの湯のほうに問い合わせをいたしましたら、ハーモニーの時間短縮に伴いまして非常に利用者が増えてきたというような一応調査はいたしております。

川上委員

実施計画では、民間と競合する公的施設についてはなくせという国の通知を、閣議決定を引いてまで、あなた方は開設時間の短縮とか廃止まで検討しようということを書き込んでるんですよ。しかし具体的に、じゃあ競合していると言われてる相手、高齢者福祉施設だとか庄内温泉筑豊ハイツ、ここにあなた方のOBの上田さんが指定管理会社に行ってますね。財団法人

ですか。その伊川の里、ここで利用者が増えたとか減ったとかか関心持ってない。閣議決定を理由にしてるんだったら、ここで市の入浴施設から利用者が減ってるんだったら、そっちのほうに回ったかどうか調べてみたらどうですか。定額給付金ももらったからといって増えてないと思いますよ。もっと深刻な交通の便の問題、収入の問題、いろいろあって行きにくくなっているということもあるんじゃないですか。それで燃料代、安定したと言われたんだけど、あなた方が時短を、時間短縮をやろうとしたときの値段と比べると、穂波の灯油はどの程度に下がったのか、それから庄内ハーモニーのA重油はどれくらいまで下がったのか、それを聞かせてください。

社会・障がい者福祉課長

まず、庄内につきましてはA重油を使用いたしております。時間短縮につきましては10月から実施いたしておりますが、その直前の単価で申しますと、9月が庄内が121.8円、これに対して4月は71.4円。それから穂波は灯油を利用しております。これは9月が115.78円、これ4月はちょっと実績が出ておりませんが、3月が51.06円、それから忠隈の住民センターがA重油を使っておりますが、ここにつきましては、9月114.45円まで上がったものが3月が58.80円となっております。

川上委員

クリーンセンターで使うコークスも単価62円ぐらいで予算組んでたんだけど、入札かけると31円だったそうじゃないですか。それでもごみ袋は上げるというのは続けると言われておるんだけど、それと同じ理屈というわけじゃないでしょう。せつかくの施設ですよ。先ほどちょっと言い漏らしましたが、コミュニティバスが日祭日休みでしょう、土曜、日祭日。これで足が鈍ってるんですね。有料化されて、間引き運転というか、本数が少なくなるわけですから。穂波の皆さんにとってはね、どうなってるんだろうということですよ。それで、まずぜひ決断してもらいたいのは、市の出費は変わらないわけでしょう、指定管理料は。穂波で5,100万円でしょ。だから、もとに戻して何の不都合もないわけですよ、開設時間を、金額的に言えば。喜ばれるだけです。それをぜひやってもらいたいと思います。もとに戻す。で、あなた方の決断のときにも、燃料代がもとに戻れば、落ちついたら再検討するってなってるじゃないですか。だから再検討して実施してください。もとに戻してください。

それと、あわせてこれはぜひ、「検討」ということになっているわけですけども、「廃止を含む検討」というのは、「廃止」という2文字は削除するべきだと思います。これについての質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

じゃあ41ページ、図書館についてお尋ねします。

まず、穎田の図書館廃止しましたね。それで、現在穎田の図書室はどういう利用状況になっておるかお尋ねします。

生涯学習課長

済いません、どうも遅くなりました。穎田の図書館については、昨年と比べて利用者数はそう変わっておりません。

川上委員

穎田の図書室でしょう。図書室じゃないんですか。

生涯学習課長

まだ図書館条例を廃止しておりませんので、現在は図書館というふうになっております。

川上委員

それで43ページの実施計画見ますと、「読書環境の充実を図ることが必要である」と書い

であるんですね。読書環境の充実を図る、どういう努力をされておるかお尋ねします。

生涯学習課長

ブックスタートの開始や、それやら子ども読書推進事業を今計画しているところでございます。

川上委員

それはいつからするんですか。

生涯学習課長

本年度計画しております。

川上委員

来年の話は聞いてないから、今年度するでしょう。だからいつからする予定かと聞いてるじゃないですか。

生涯学習課長

本年度策定を8月ぐらいから始める予定にしています。

川上委員

いつから実施するかは決めてないんですね。決めてないんですね。

生涯学習課長

22年度をめどにするところで、策定を本年度8月から開始するようにしております。

川上委員

読書環境の充実を図ろうとするのであれば、図書館としての位置づけを廃止する必要はないと思うんですよ。だから、この実施計画で廃止するというのはやめて、地区公民館の図書室ではなくて図書館として、潁田館として存続させるように求めたいと思います。

それから穂波館については、「21年度までに、利用者やボランティア団体等の意見を聞きながら再度検討を行い、方向性を決定する」というふうに書いてありますね。「存続する館は開館日、開館時間等について検討を行い、管理運営経費の縮減を図る」と。それで、まず現在どのような管理運営経費の縮減策を考えておられるかお尋ねします。

委員長

答弁できないの。

生涯学習部長

申しわけありません。その件については、まだ今から検討の段階に入ってまいりたいと思いますので、もうしばらく時間的に御猶予をいただきたいと思っております。

川上委員

永遠に猶予を与えてもいいですよ。開館日を少なくしたり開館時間を短くすることによって、光熱費だとか人件費を削減しようという、そのくらいの考え方でしょう、ここは。幾らぐらい浮くんですか、これで。それまだ検討してないですか。

生涯学習部長

申しわけありません。具体的なそういったところの経費とかそういうことはまだ出しておりませんので、早急にそういったところも検討を始めたいと思っております。

川上委員

検討しなくていいんですよ。書いてるじゃないですか。「図書館を充実する」と。生涯学習部長がそんなことを言っているようじゃ市民は泣きますよ。

それで、その上に戻りますよ。「利用者やボランティア団体等の意見を聞きながら再度検討を行い」、で、どのように意見を聞いて検討を行っていくのかお尋ねをしたいと思います。

生涯学習部長

ボランティア団体等の要望等は、いろいろもう既に出ております。穂波の図書館につきましては、そのまま存続させてほしいという意見が出ておりますが、これらの団体等についての御

意見等については、まだ十分な会合を持っておりませんので、早急にボランティア団体または地域の住民とのお話を詰めていきたいと考えております。

川上委員

市民に参加していただいて、図書館のあり方について検討するという事になったでしょ。どういうメンバーになりましたか。

生涯学習部長

メンバーについては、どこの団体とどこということはまだ決めておりません。ただ、昨年からのいろいろの団体ございますので、まずそこのお話を先にさせていただきたいと思っております。

川上委員

田子森さん、今何の話をしてるんですか。何のことを言ってるんですか。

生涯学習部長

私が認識しておるところでは、子どもの読書関係のボランティア団体、そういう方々からの穂波図書館の存続についての要望がっておりますので、まずそちらの方々とか、先ほど申しましたような地域の方々がおられますので、どういった団体とのお話を詰めていけば、今後の方向性を決められるのかということがありますので、そういう団体について、今、どこどこと話を具体的に詰めるということまでには行っておりません。

川上委員

基本的には穂波の図書館、廃止をするなどというのは議会全員の意志じゃないですか。請願が出されて、全会一致で可決していることなんですよ。だから、それを踏まえた立場で答弁していかないと、何かどんどん縮小してきたとかというような立場で話していっていると、廃止ということになるんじゃないですか。ちょっとそれは指摘しておきたいと思います。

いずれにしても、まだ利用者、ボランティア団体とは話し合いの日程もないということですね、今。

生涯学習部長

まだそういうところの具体的な打ち合わせは行っておりません。

川上委員

夏休みが終わるころになって、もう時間がないのというようなことでばたばたと廃止ですよというような話になると、きょうの答弁が何やったのかということになりますので、きちんと存続する、それから充実・発展させると、穎田も、いう方向でやってもらいたいと、これ要望しておきたいと思います。

続けていいですか。

委員長

どうぞ。

川上委員

じゃあ、学校の統廃合問題についてお尋ねをします。

11月が2次実施計画の策定ということになってますけども、そこまでにということばかりでもないでしょうけど、どういう流れとスケジュール、考えておられるかお尋ねします。

学校施設等再編整備対策室主幹

御質問の件ですが、先ほど行革主幹が実施計画のスケジュールを申し述べたところでございますが、これも先ほど説明がありましたけども、学校再編整備複合化・多機能化等検討委員会の立ち上げがっております。この中で、例えばコミュニティ、地域コミュニティの再編の問題、複合化した場合支所機能をどうするかとか、加えて言うなら、地域の振興・政策等も加わってきますので、現在のところ検討委員会あたりに諸問題を諮って一つ一つ解決しておりますが、その中で、11月の実施計画に間に合うような形で、地域住民の意見とか先ほど質問があ

りましたタウンミーティングでの意見等の集約をしながら、できるだけ早い時期に素案的なものを作成し、地域の住民の皆様方、委員会の皆様方にお諮りしたいと考えております。

川上委員

今素案づくりのことが言われましたけど、順序が逆じゃないかなと。自分たちがつくって、タウンミーティングで聞いて、それから市民の、議会ということもあったでしょうけど、住民の意見を聞くというようなことでしたね。この間に、もう随分議論してきたじゃないですか。だから、今の段階で住民の皆さんの中に一定のイメージはあるわけですよ。ですから、先に住民のところに、市民の皆さんのところに行くということが大事じゃないですか。

それで、実施計画の内容についても、西日本新聞が何か後退とか、行革後退とか何か妙な見出しをつけてましたけど、市民の意見が、私は市長の強硬なやり方に対して「ちょっと待ってくれ」というふうに言った姿だと思うわけですよ。だから、それを反映した、一部反映した実施計画にもなっているはずなので、住民のところに行ってきちんと聞いていくというのを先にする必要がありますと思います。特に根本において、人数、クラスを3学級以上を目指すということについて議論してきましたでしょう。これについては改めてないんでしょう。どうですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

第1次実施計画に掲げておりますとおりでございます、現在のところこの方針で行きたいと考えております。

川上委員

学校教育課のほうから、伊藤課長も御存知と思うけど、少人数学級でクラス編成した場合、学級数がどうなるかというのは当委員会にも資料として出してもらいました。その伊藤課長のところで、それはどういうふうに検討しましたか。

学校施設等再編整備対策室主幹

私の室のほうでも、独自に少人数学級になったときのクラス当たり　ちょっと資料を持ってきてないんですが　作成しまして、実際少人数学級を増加した場合にどのくらい教室数が必要なのかとか、どのくらい教職員数が必要なのかという検討を、今現在いろいろ種々資料を作成しながら検討しておるところでございます、そういう状況でございます。

川上委員

じゃあ少人数学級でいった場合のクラス数、そこから出てくる学校の施設整備についても、第2プランをつくっておるといことになるんですね。それは資料がもうできておるんですね。

学校施設等再編整備対策室主幹

現在、種々資料を作成、検討中でございます。

川上委員

ですから、そういう第2プログラムというか、第2プランというか、そこも含めて、今の段階で地域の方、保護者の方にも見ってもらって検討したら喜ばれるんじゃないでしょうかね。特に新型インフルエンザなど、こういうリスクが生じてくると、何でもかんでも大規模であればいいというわけにはいかないでしょう。そのほかのリスクもあるかもしれません。それで、ちょっと脱線しますが、一つだけ聞いておきましょう。新型インフルエンザ、今市内の学校関係ではどういうことになってますか。

学校教育課長

5月の連休を挟んで海外へ行った子どもがおります。小中学校合わせまして12人、そして公立幼稚園で1名、合計13人でございますが、現在のところ異常なしという報告を受けております。

委員長

質問委員さんに、インフルエンザについては当委員会には余りなじまないと思いますので、質問をするときは配慮をお願いします。

川上委員

それで学校に行くのを見合わせているお子さんも、その関係でおられるというふうにも聞き及んでおります。こうなってくると、ほかの伝染病のこともあるかもしれないけど、この学校の規模をなぜ文部科学省は3学級までと、標準クラスをしておるか、そここのところをよく考えてもらわないといけないんですね。あなた方は3学級以上と言っているでしょう。なぜ文部科学省は3学級までというふうにしているのか。で、あなた方は大きいことはいいことだと、合併特例債あと470億円と思っているかどうか知らないけど、5学級でも6学級でも大規模校にしよう、あるいは複合化施設にしよう、そこには一応区別はあるかもしれないけど、子どももいる、外部から大人もどんどん入ってくるということになってくるでしょう。多機能化という点でも同じですよ。そういったことを総合的に考えると、今実施計画でいこうとしている方向はリスクを増大させる教育効果のこともありますよ。リスクを増大させる方向を向いていると言わざるを得ない。だから、そのことを指摘しますので、さっき言われた少人数学級の場合の第2プラン含めて住民の方、保護者の方に見てもらって、その上で素案づくりする必要があると。素案も一つでいいか、2つつくったがいいか、いろいろあると思います。この質問は終わります。

委員長

引き続きどうぞ。質問があるなら許可します。

川上委員

続いて関の山いこいの森キャンプ場、88ページですね。実施計画では、関の山は廃止すると決めつけてありますね。それで、廃止までのスケジュールをどのように考えておられるかお尋ねします。

中央公民館長

関の山のいこいの森につきましては、22年3月ということで廃止ということで実施計画しておりますので、遅くとも12月議会に廃止条例を上程したいと考えております。

それから、跡地等の利活用策につきましては、現在公有財産の有効利活用等の検討委員会が立ち上がっておりますので、その中で鋭意検討してまいりたいと考えております。

川上委員

12月議会に廃止条例を提出したいということですね。ですが、その前にクリアしないといけない手続が、福岡県その他との関係はありませんか。

中央公民館長

いこいの森につきましては、県の許可事項が二、三件ございますが、それにつきましては随時処理なり事務処理を行ってまいりたいと考えております。

川上委員

その事務のことなんだけど、許可条件があったと思うんですね、県の。だから、これは廃止しますということになってくると、県もああ、そうですかというふうに言わないと思います。許可条件に合った措置をとって廃止をしてくださいということになるんじゃないですか。どういったことがありますか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:45

再 開 14:46

委員会を再開いたします。

中央公民館長

県の許可事件でございますが、まず森林法につきましての保安林使用許可等の付帯条件によりまして、県の林務課との協議が必要となってきております。施設の撤去等につきましては、

県知事に対しての廃止の届け書の提出が必要になっております。次に、旅館業法につきましては、速やかに県知事に対しまして廃止届の提出が必要となります。また、水質汚濁防止法等に関連します合併浄化槽及び関連施設の撤去後、これにつきましても速やかに県知事に対しましての廃止届の提出が必要であるという3点でございます。

川上委員

これは、12月議会廃止条例を上程する前にしなければならない手続ですか。それともその後の手続ですか。

中央公民館長

できるだけ早い時期にこの県への交渉は行ってまいりたいと思っておりますが、12月を過ぎましても、その前後であればよろしいかと思っております。

川上委員

ここで、この施設のログキャビンが3戸あるんですね。その他ありますけど、耐用年限はどのくらい残ってますか。

中央公民館長

木造施設でございますので、20年ということだと認識いたしております。現在平成6年開設でございますので、15年程度は経過いたし、あと5年ほど残っていると認識いたしております。

川上委員

今年度いっぱい廃止すると言われた、今度のゴールデンウィークで子どもを連れて行った保護者の方が、廃止だと言われて非常に残念がっておられたわけです。耐用年限を5年も残して廃止するんですよと、びっくりするでしょう。税金を幾ら投入しました。これつくるのに。

中央公民館長

建設に要しました費用はログキャビンに約1億2千万円でございます。その他附帯設備を合わせますと、もうちょっとになるうかと思っております。

川上委員

これは地総債なんですね。それで、年利4%の元利でもう返してしまっておるんですよ。2億円ぐらいかかっておるんじゃないですか、全体では、その後のちょこちょこしたやつも含めると。そこまでしてつくって守ってきた施設です。それを耐用年限5年残して廃止すると。これが齊藤市長の行財政改革なんですよ。それで、市民がこれをどう思うか、あなた方ともに聞いてないでしょ、まだ。

そこで、もう少し聞きましょう。共産党は廃止には反対したいと思っております。その立場ですからね。跡地等の利活用策について、あなた方がどう考えているかお尋ねします。利活用策、この公有財産有効利活用検討委員会で一括して話し合うということですか。

中央公民館長

そのとおりでございます。

川上委員

では、教育的観点が抜けないようにしないといけないかと思うんだけど、きのう見に行ってきたんですよ、市長、私。あれをどういうふうにご利用したらいいんだろうと。それで、現課のほうでどういうふうなことを今考えておるかお尋ねします。

中央公民館長

中央公民館といたしましては、撤去後の跡地の利活用策につきましては、まずログキャビン3棟につきましては、移築等も考えの中にはございますが、移築する場合におきましても新築と変わらないような財政支出も必要でございますので、その辺も視野に入れながら、あとは売却等々、その辺も一部視野に入れて考えておるところでございます。今のところはそういう段階でございます。

川上委員

これは現状見ますと、3つのログハウスのうち、一番大きい一つは河川敷です、言うなら。急傾斜地の真ん中なんです。それから、テントサイトはまた急傾斜地の真ん中です。水が流れるところ。ここを今水が流れてないから、流れてないところを利用しているわけです。ここを買う人いないですよ。利用のしようがないです。利活用はできない。で、するとすれば、残るログハウスが1号棟と2号棟ということになるんですね。ここだけを単独で何か市の施設として使うというのは、非常に無理があります。売ってしまうと、手を挙げる人がおるかどうかわかりませんというようなことになりかねない。だから、廃止をして利活用するとかいうのは、幾ら何でも、お金がなくて行革だ行革だと、ごみ袋を値上げしてみたり、来年はお風呂代まで上げようかという、そういう市がやることではないと思うんですね。もうここで締めくくりますけど、私は利活用の展望もないようなものを今廃止してどうするのと、本当に利活用とするんやったら、もっと手をかけて、安全面にももっと手をかけながら利用者を増やす、そしてこういう施設が飯塚市にあってよかったねと言われるような施設にするのが、一番利活用としてはあるべき姿だろうと思うんですよ。

したがって、ぜひ、もう決めてしまっているということなんでしょうけど、決めたことはやめればいいことですから、廃止をやめて充実させるという方向で頑張ってもらいたいなど、路線を変えてもらいたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。一たん終わります。

委員長

関連ね。

原田委員

寝た子を起こしたちゅうわけじゃないんですけども、ちょっと先ほどの課長の御答弁の中で、県への、まず事務処理が3つあって、これ12月の議会の前後に行うと。後というのはわかるんですよ。前というのはどういうことですか。前に処理を例えばやって、県が受理してしまった。で、この議案が否決された場合、あなたどうされるんですか。お尋ねします。

中央公民館長

失礼いたしました。県への交渉なり協議を12月議会までに行いまして、その後の経過を見ながら議会後に事務処理を行っていきたくて考えております。

原田委員

何でも、これは終わった後でしょう。何でも始めるのはですよ。中央公民館長が言われるのは、常に廃止ということをご答弁されているわけですよ。まだこれは何も決まっていなくてしょうが。案でしょう、第1次案、2次案がいつ出るかわかりませんが、12月にはこれを案件として出すということですよ。前回のときにどういうご答弁をされたか公民館長覚えておられますか。宣伝はどのようにされてありますかと、あなたはその前のときも、利用するにはまず、市民がほとんど知らないんだから、あなたは「ちゃんと広報活動をやってます」、「どの地区でやってるんですか」と言ったら、「庄内地区でやってます」と、あなたは御答弁されたんです。「庄内地区の人間はみんなやってますよ」と、「それ以外に知らしめる必要があるんじゃないですか」と。そしたら、「今後そのようにいたします」とあなたは御答弁なさった。で、今の「12月の議案に上げたいと思います」、ただの言い逃れだったわけですよ、あなたの御答弁は。誠意ある答弁じゃないわけですね。これを世間じゃその場しのぎと言うんじゃないんですか。どういうおつもりでそのとき御答弁されたのか、今言葉を思い出してはつきり御答弁くださいよ。

中央公民館長

21年度につきましては、庄内地区だけでなく、飯塚市全体に広報・PRをかけていくということで答弁申し上げたところでございますが、それとともに、県への協議につきましても平行して行ってまいりたいと、そういうふうなつもりで御答弁申し上げたものでございます。

原田委員

それは、ともにやるようなことじゃないと私は思うんですね。なのに、先ほどから言ってますように、議決後でしょう。それを「今から広報活動に努めます」という舌の根も乾かないうちにもう「12月には廃止案を上程いたします」とあなたは今川上委員の質疑に対して御答弁されておられるわけです。広報というのはどういう意味で言われたのか、「少なくとも1年間は様子を見たらいかがですか」と、あのとき私は確かお尋ねしたと思います、それに関して「一生懸命PRいたします」という答弁されたわけですよ。と同時に、「ともに」と今あなたおっしゃいましたけども、ともに今度は廃止の方向に向かって県への事務処理をやりますと、で、12月上程しますと、整合性どこにあるんですか、あなたは二枚舌使ったとしかこれはとらえようがないですよ。もうちょっとわかるようにきちっと説明ください。

中央公民館長

広報・PRに努めながら、実施計画の方向性が3月末で廃止ということで決定いたしておりますので、そちらのほうの準備も平行して行ってまいる必要があるということで、議決の決定がどうなるかわからない状況のもとでも、そのような準備としては行っていく必要があるかと考えております。

原田委員

もうこれ以上言いませんけどね、おかしいのはあなたも十分におわかりになっているはずですよ。正直に御答弁されたほうがよろしいかと思うんです。

この件についても、私はもうる申し上げましたので、今までの中で反対理由もしっかりと書いております。あそこ初めて訪ねられた方が、「何でこんな立派な施設壊すんですか」と、「どこが危ないんですか」ということをよくお尋ねになります。これ、ぜひ皆さん方見に行かれてください。みんなここ出席されてある方、ほとんど見られているんですか。まだ見たことないという方いらっしゃいます、ここ。ほとんど見られてるんですね。じゃあどんなふうに思われたか。新しくなられました生涯学習部長、見られたときどのような感想をお持ちだったでしょうか。

生涯学習部長

私も山登りが好きで、関の山には何度か山を登らせていただいております。確かに、駐車場から近いということが一つありますが、建物としては立派な建物だと感じております。

原田委員

もう、今ので少し救われたような気がいたします。ありがとうございました。とにかく、今中央公民館長言われたように、片や頑張りますと言って、片や着々とやめていくような、そういう、何かちょっとおかしいんじゃないかなと。本当、これ一言言わせてもらって、もう終わります。もう反対理由はさんざん申し上げましたので、議事録でもよく読み返してください。

委員長

暫時休憩します。再開を3時10分といたします。

休 憩 15:01

再 開 15:12

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

飯塚集会所の利用について助成を求めてきておったことがあります。それで、実施計画との関係ももちろんありますけれども、5月の市報に、お知らせの欄で飯塚集会所の会議室が使用できますという広報が載りました。どういう趣旨でこういうお知らせを載せたのか、中身を含めて紹介してください。

人権同和推進課長

今委員から御紹介ありました飯塚集会所 2 階の大会議室につきましては、今まで 20 年度までは人権ネットいづか、NPO に全フロア貸しておりましたが、利用状況から判断いたしまして、一区画、大会議室については貸す必要性がないと、利用する必要性がないということで、開放するということになりました。その関係で、当面の段階では 9 時から 5 時までと、平日の時間中の貸し出しということにいたしまして、新たに開放いたしますことから、5 月 1 日付の広報紙に掲載いたしまして、広く住民にお知らせしたところでございます。

川上委員

これを読みますと、特別にこの部屋だけは一般開放しますという感じなんですよ。これが本来の姿なんだと、飯塚集会所としては。条例上からも。これが、そういう意味では強調される必要がある。これについては、夜間の利用の問題、それから、場合によっては土曜日とか日曜日、祝祭日の利用についてもよく検討してもらったほうがいいのではないかと思うわけです。これはそういうことなんでしょうけども、ここはほかのところに貸す必要性がない、ここはほかの、解放同盟と NPO に貸す必要性がないから一般開放しますというところはいただけないというところは繰り返し言うておきますけど、それで 1 階については、引き続き今年度も部落解放同盟飯塚市協に目的外使用でただで貸すわけですか。

人権同和推進課長

今委員から御説明ありましたように、1 階につきましては部落解放同盟に目的外使用で 1 年間貸すという形にしております。集会所につきましては利用料金を取るようには条例上になっておりませんので、無料で貸すという形になっております。

川上委員

2 階は一般開放するところ以外はどういう利用になりますか。

人権同和推進課長

2 階は 4 部屋ございまして、先ほど申しました大会議室のほか、小さな小部屋が 3 カ所あるわけですが、そのうち 2 カ所につきましては、人権ネットいづかにこれまで同様貸すという形になっておりまして、もう一部屋、狭い部屋がございまして、これは特開相談員の方が 5 名ほどおられますが、そこに貸すという形で、今土木建設課主管の相談員室という形になっております。

川上委員

1 階の施設、部落解放同盟に貸しておるところ、それから NPO に貸しておところは、かぎの管理はどうなっていますか。

人権同和推進課長

飯塚集会所につきましては、1、2 階につきましてはかぎは貸してある部落解放同盟及び人権ネットいづかにも貸しておりますが、人権同和推進課でもかぎを保管しております。

川上委員

部落解放同盟が持っているかぎは、どこのかぎを持っているんですか。1 階の玄関のかぎが、各小部屋があるでしょう、そのかぎ。それ以外は持ってませんか。

人権同和推進課長

今私が把握している範囲におきましては、今委員が言われましたように、玄関、それに 1 階の各部屋のかぎというふうに理解しております。

川上委員

その答弁は、解放同盟がほかにもかぎを持っているかもしれませんという答弁ですね。「私の知る限り」だから。それで、2 階の玄関のかぎは解放同盟が持ってますか。

人権同和推進課長

原則 1、2 階は 1 階からという形で、2 階からの入り口は 3、4 階利用のための入り口というふうに認識しておりますので、1、2 階の部分につきましては 1 階の玄関から入るというふう

に認識しております。

川上委員

そうすると、その話からいくと、2階の2部屋を借りているNPOはどこのかぎを持ってますか。

人権同和推進課長

1階玄関と、それと2階の各部屋と、2部屋貸しておりますが、そういうふうに認識しております。

委員長

質問委員さんにちょっと御相談ですけれど、かぎの問題がこの公共施設のあり方になじむんでしょうか。本意がわからんからね、あなたの気持ちがわからないから。どうもちょっと何か、少しずつ外れてきているような気がします。戻してください。

川上委員

少し戻しましょうね。この施設は、飯塚市はかぎを持っていなかった、これまで。部落解放同盟だけが持っておったわけです。これはどういう意味かおわかりでしょう。不法占拠されとったわけです。それをことしの4月から担当課も持つように、ようやくなったということ答弁しておるわけです。不法占拠が改められ始めたということなんです。だから、ものすごく重要なんです。それで2階のこのかぎ、2階の玄関のかぎは解放同盟とNPOは持ちませんか。

人権同和推進課長

2階の入り口につきましては、3、4階の労働会館のための入り口というふうに認識しておりますので、そういうふうに理解しております。

川上委員

「と思います」とか「認識しています」とか言ってるわけだけど、火事が起こったり何か事件が起こったときは、事故が起こったときはどうするんですか。貸してもないところがかぎを持ってあるということになったら、いろいろ調べないといけない事態が生じたときには大変なことになるんですよ。だから、市の公共施設の管理については厳密に、原則的にやらなくちゃならないと思うんですよ。だから、1階のかぎを持っていてよいのはだれなのか、2階の玄関のかぎを持っておいていい団体、個人、だれなのか、あなた方きちんと把握していて、それ以外の方が持つことがないようにしないとイケないでしょう。合鍵とかつくられておったら大変なことになるんですよ。そこを確認しませんか。どうですか。

企画調整部長

今のかぎの保管でございますが、これにつきまして、今目的外使用許可を与えてます団体につきまして、再度かぎの保管、だれが保管しているのか、1階の部分。そして2階の部分はだれが保管しているのか、ここを詳細に調べさせていただきたいというふうに考えております。

川上委員

調べてきちんとあるべき姿に戻さないと、先ほど言ったとおり、何か事故が起こったとき市長が責任問われますよ。問われる。

それから、一般開放する以外に、研修室を5人の特開相談員の方々の相談室というふうにするということなんですね。これは性質的にはどういうことになるんですか。集会所条例との関係では。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:22

再 開 15:23

委員会を再開いたします。

人権同和推進課長

集会所、2階の1部屋につきましては、当然のことながら特開相談員事業を所管しております。土木建設課と十分合議した中で、適正に貸すという形で、協議の結果貸しております。

川上委員

だから、条例に即して、条例の何に基づいてここを目的外使用をしているわけですか。目的外使用じゃないのかな。何ですか、これは。条例逸脱行為じゃないんですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 15 : 25

再 開 15 : 28

委員会を再開します。

人権同和推進課長

2階の1部屋につきましては、行政財産の一部として土木建設課から使用願を出させまして、それに対して使用を許可いたしております。

川上委員

その申請書があるんですか。

人権同和推進課長

今手元にはありませんけど、申請書を出させまして、そして許可いたしております。

川上委員

そしたら、条例の外の措置ということですね。ここはだから集会所にしないちゅうことですよ。集会所としてはこの部屋は廃止したということですよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 30

再 開 15 : 35

委員会を再開いたします。

人権同和推進課長

時間をとらせまして申しわけありませんでした。今回の使用許可につきましては、条例上で申しますと飯塚市の集会所及び生活館条例の第1条に、設置目的といたしまして「住民の生活・文化の向上及び福祉の増進に寄与するため」という形で設置目的がありますし、利用範囲につきましても「住民の生活、文化の向上その他福祉の増進に資する目的に利用するものとし」というふうになっております。この条例の目的に沿いまして、規則、飯塚市集会所及び生活館条例施行規則の第4条に利用許可の申請というものが上げております。その申請に基づきまして許可いたしております。

川上委員

かつて旧飯塚時代に、部落解放同盟飯塚市協議会が全面的に1階、2階を使用していたときに、特開組合の連絡先がそこになってたわけです。で、特開組合というのは何かというと、部落解放同盟の1セクションだということだったんですね。だから、この特開相談員の方々と部落解放同盟の関係というものはあるわけです、明確に。そこにあなた方が答弁もすぐできんような理屈をつけるかつけ切らないか。あるけれども、答弁で言って、そして形を整えようと必死になってる姿というのは醜いと思う。ですから、これについては引き続き議論して、是正が図れるようにしていきたいと思っております。

以上で委員長、質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。「公共施設等のあり方について」は継続審査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、「公共施設等のあり方について」は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。